

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	65 件
国民年金関係	42 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	112 件
国民年金関係	66 件
厚生年金関係	46 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、昭和55年ごろに妻と同じ期間が納付済みとなるように国民年金保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の妻は、申立期間を含め、昭和36年4月以降、おおむね保険料を納付している。また、申立人が保険料を一括納付したとする時期は、第3回特例納付が実施されていた期間であり、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から47年3月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は、父親の助言を受けて国民年金に加入した状況を具体的に記憶しており、申立人が保険料を納付したときに印紙を貼付して検認印を押してもらったとする方法は、申立人が居住していた市が行っていた収納方法と合致している上、納付していたとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から同年 8 月まで

私は、市役所で転入手続と併せて国民年金に任意加入するを行った際に、市の職員から「保険料の払込みが途絶えると年金住宅資金の貸付けを受けられない。」と説明され、未納とならないように国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入とされ保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間である上、申立人は、国民年金の加入手続の時期や場所を明確に記憶しており、申立期間当時、申立人は、市の職員から、国民年金の加入及び保険料の継続的な納付が年金福祉事業団からの住宅資金貸付の条件である旨の説明を受け、未納とならないよう国民年金保険料を納付していたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の国民年金手帳には、市及び社会保険庁が管理する申立人の加入記録と異なる加入年月日が記載されているなど、行政側の記録管理に関する過誤が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年4月まで

私の母は、区の出張所で私の国民年金加入の手続をし、申立期間の国民年金保険料を一括で納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人の国民年金の加入手続や国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和36年4月から60歳に到達するまでの36年8か月の国民年金加入期間のうち、一部の期間を除き自身の保険料をすべて納付している。

また、申立人の母親は、加入手続の時期や場所及び保険料の納付方法等を明確に記憶しており、その内容は申立期間当時の区の事務処理ともおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年7月までの期間及び平成2年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から61年7月まで  
② 平成2年6月から同年9月まで

私は、退職して健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、必ず区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料は、後日郵送された納付書で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月、4か月といずれも短期間である上、申立人は、申立期間を除き、厚生年金保険加入から国民年金への4回の切替手続をいずれも適切に行い、申立期間後は、一部期間を除き保険料をすべて納付している。また、申立人は、申立期間当時の加入手続を明確に記憶しており、申立期間当時の納付状況等に関する申立人の説明は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年7月まで

私は、最初に勤めた会社を辞めた後、少ししてから、区役所で国民年金の加入手続をし、そのころ国民年金保険料をまとめて納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている。

また、申立期間は7か月と短期間であり、申立期間直後の保険料は過年度納付していることが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年10月ごろの時点で、申立期間は、保険料を現年度納付及び過年度納付をすることが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの期間及び昭和48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和48年4月から同年6月まで  
②昭和48年10月から同年12月まで

私は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の私の保険料は納付済みであるのに、夫の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間は①、②合わせて6か月間と短期間であり、夫の保険料を納付したとする申立人は、自身の保険料を、申立期間を含めてすべて納付している。さらに、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は連番で払い出されており、夫婦の納付記録から保険料をおおむね一緒に納付していたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、夫の申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から43年3月まで

私は、結婚をきっかけに自営業を始めた夫とともに、国民年金に加入し、私が夫婦二人分の国民年金保険料を、近くにあった区役所の出張所に納めに行っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、納付したとする申立期間の保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致している上、保険料の納付を行ったとする区役所の出張所は、申立期間当時開設されていたことが確認でき、印紙検認により納付したとする説明も、当時の納付方法と合致する。

さらに、保険料を納付していたとする申立人は、申立期間中に出産しているが、申立人及び夫は、妊娠中や出産後に納付に行ったことを具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は国民年金制度発足当初から、当時住み込みで働いていた旅館の経営者と一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を集金人に一緒に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年10月から38年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和37年10月に払い出されていることが確認できること、申立人が当時居住していた区では、集金人による印紙検認方式の保険料収納が実施されていたことなどから、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から37年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が一緒に国民年金に加入し、保険料を納付したとする経営者は、44年11月ごろに国民年金手帳の記号番号が払い出されており、当該払出時点以後に申立期間までさかのぼって保険料を納付したと考えられること、また、申立人の手帳記号番号が払い出された37年10月時点では、昭和36年度分の過年度保険料は集金人による印紙検認方式で保険料を納付することができない上、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶がないことなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 12 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、亡くなった父親が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間を除いた国民年金加入期間中の保険料をすべて納付している。また、当該期間は9か月と短期間である上、申立人の父親が申立期間当時、申立人と同様に国民年金保険料を納付していたとする姉の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっているなど、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から49年3月まで

私は、昭和41年(20歳の時)に両親が国民年金への加入手続を行い、兄弟差別なく国民年金保険料を納付していたと聞いており、両親が兄の国民年金手帳と一緒に、私の国民年金手帳も持っていたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及び申立人の兄の保険料を納付していたとする申立人の両親は、保険料をすべて納付している上、申立人の兄も申立期間の保険料は納付済みとなっている。また、申立人及び申立人の兄が記憶している国民年金手帳の色は、当時交付されていた国民年金手帳の色と一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年9月から51年9月まで

私は、昭和52年12月ごろに区役所で、国民年金の加入手続を行った。その時、さかのぼって国民年金保険料を納付できると言われ、区役所の窓口と金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び種別変更手続を適切に行っている。

また、申立人が加入手続を行ったとする昭和52年12月時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能な期間であり、国民年金の加入手続、保険料の納付場所及び納付方法に関する申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から55年3月まで

私は、昭和54年に区役所から連絡が来て、国民年金に加入した時に、未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納められると聞いたので、預金を引き出し保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年7月ごろは、第3回特例納付の実施期間であり、申立人は、特例納付を行った契機、保険料の納付場所、納付方法等について具体的に説明している上、申立人から提出された預金通帳により、申立期間の保険料をまとめて納付する資力は十分あったことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から46年3月まで  
② 昭和46年7月から50年6月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、私か妻が集金人による収納又は区役所で納付していた。領収書は無くしてしまったが、年金手帳には、貼<sup>は</sup>り付けた跡がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間直前の昭和46年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は、当該期間の保険料の領収書を自身の年金手帳に貼付し、その領収書の貼付に伴い年金手帳が厚くなった状況を具体的に説明している上、申立人の所持する年金手帳には、紙を貼付した跡が確認できるなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間当時の収納は印紙検認方式であったが、申立人はその納付方法に関する記憶が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から50年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年4月から同年8月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、妻が金融機関で納付していたはずである。妻の保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、申立期間は5か月と短期間であり、申立人の申立期間の保険料を納付したとする妻は、昭和43年7月に国民年金に任意加入後、申立期間を含め自身の保険料をすべて納付している。また、申立人及びその妻は、申立期間直前の平成8年4月から9年3月までの保険料を8年4月に前納していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から43年3月まで

私は、夫と二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。私が所持している年金手帳には申立期間は国民年金加入期間として記載されている。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は8か月と短期間である上、申立人が夫婦一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、婚姻後は申立期間を含め保険料をすべて納付している。また、申立人が区役所出張所で国民年金の住所及び氏名の変更手続を行った昭和43年10月時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、妻が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いが、申立期間のうち、昭和45年8月から47年3月までの期間については、申立人の妻は、当該期間の自身の保険料をすべて納付しているなど、妻が当該期間の保険料を納付しなかったとすることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和45年4月から同年7月までの期間については、申立人は、当該期間前に加入していた厚生年金保険から国民年金への切替手続時期に関する記憶が曖昧である上、申立人の妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるほか、申立人は、同年8月に国民年金の資格を再取得していることが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年8月から47年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで  
② 昭和40年8月から41年4月まで  
③ 昭和41年6月から42年3月まで  
④ 昭和46年8月

私は国民年金に加入してからは、国民年金保険料を納付したことを常に自分で確かめていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立期間直後の期間の国民年金保険料が納付済みであり、当該期間は10か月と短期間である上、月額100円の保険料を数回納付した後に月額200円の保険料を納付したとする説明は、当該期間中に保険料が月額100円から200円に改定された状況と符合しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び④については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は保険料の納付時期、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年6月時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のう

ち、昭和41年6月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 9 月までの期間及び 40 年 10 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 40 年 9 月まで  
② 昭和 40 年 10 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 38 年から 40 年 9 月まで旅館に住み込みで働いており、私の雇用主は、私の国民年金保険料を納付していた。昭和 40 年 10 月の結婚後は、私の夫は、私の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間①については、雇用主が当該期間と同様に保険料を納付していたとする当該期間直前の昭和 38 年から 39 年 3 月までの保険料が納付済みとなっていること、申立期間②については、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は当該期間の自身の保険料が納付済みとなっており、自宅を訪問した集金人に保険料を納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法と合致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 3447

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月  
私たち夫婦は、一緒に国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き、昭和 36 年 4 月から 60 歳になるまでの国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 1 か月と短期間である上、51 年 6 月から 60 歳まで付加保険料も納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月  
私たち夫婦は、一緒に国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き、昭和 36 年 4 月から 60 歳になるまでの国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 1 か月と短期間である上、51 年 6 月から 60 歳まで付加保険料も納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで  
妻が、私の申立期間の国民年金保険料を、区役所で妻の分と併せて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、国民年金手帳にスタンプを押してもらったとする納付方法は、申立人が居住していた区の当時の納付方式と合致し、納付したとする保険料額は申立期間当時の保険料額と一致する上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和36年5月に払い出されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料を、区役所で夫の分と併せて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、国民年金手帳にスタンプを押してもらったとする納付方法は、申立人が居住していた区の当時の納付方式と合致し、納付したとする保険料額は申立期間当時の保険料額と一致する上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和36年4月以前に払い出されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 6 月から 54 年 3 月までの期間、57 年 10 月から同年 12 月までの期間、58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間、同年 10 月から 60 年 3 月までの期間、62 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 6 月及び 63 年 5 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月から 51 年 3 月まで  
② 昭和 53 年 6 月から 54 年 3 月まで  
③ 昭和 57 年 7 月から平成元年 3 月まで

私の妻が、昭和 54 年ごろに夫婦の国民年金保険料のうち昭和 54 年以前の未納分を、第 3 回特例納付で納付した。また、その後は、区役所で夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②、並びに申立期間③のうち昭和 53 年 6 月から 54 年 3 月までの期間、57 年 10 月から同年 12 月までの期間、58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間、同年 10 月から 60 年 3 月までの期間、62 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 6 月及び 63 年 5 月から平成元年 3 月までの期間については、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料を納付済みであるなど、当該期間内が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、第 3 回特例納付により申立人は 110 か月分の、妻は 41 か月分の保険料を納付していることが確認できるが、納付し

たとする金額は、夫婦二人分のこれらの特例納付額及び過年度納付額の合計額におおむね一致し、申立期間分及び妻の未納期間分の保険料をも納付した場合の額と大きく異なっているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。申立期間③のうち、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの期間、58 年 1 月から同年 6 月までの期間、59 年 4 月から同年 9 月までの期間、60 年 4 月から 61 年 12 月までの期間、62 年 4 月、同年 5 月及び同年 7 月から 63 年 4 月までの期間については、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻も、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和 53 年 6 月から 54 年 3 月までの期間、57 年 10 月から同年 12 月までの期間、58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間、同年 10 月から 60 年 3 月までの期間、62 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 6 月及び 63 年 5 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年3月まで

私たち夫婦は、夫婦二人分の国民年金保険料を自宅近くの金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は9か月と短期間である。また、申立人は、国民年金手帳の記号番号払出日からみて、申立期間直後の保険料を過年度納付しており、この時点で申立期間の保険料も過年度納付することが可能であり、申立人の妻が保険料を納付したとする金融機関は、申立期間当時、開設されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年3月まで

私たち夫婦は、夫婦二人分の国民年金保険料を自宅近くの金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は9か月と短期間である。また、申立人は、国民年金手帳の記号番号払出日からみて、申立期間直後の保険料を過年度納付しており、この時点で申立期間の保険料も過年度納付することが可能であり、申立人が保険料を納付したとする金融機関は、申立期間当時、開設されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から42年3月まで

義姉が、私の成人祝いとして国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間については、義姉と一緒に保険料を納付していた同居の義姉夫婦及び夫の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする義姉は、申立人の成人式を契機に国民年金への加入手続をしたと説明しているなど、加入の動機が明確である上、申立期間当時、申立人と同居し、一緒に保険料を納付していたとする義姉夫婦及び夫の保険料はそれぞれ納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人の義姉が集金人による印紙検認により保険料を納付したとする納付方法は、申立期間当時の納付方法と一致し、納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで  
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、市役所の職員に勧められ、夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間について、夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の分だけが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号と連番で払い出されている申立人の夫は、当該期間を含め自身の国民年金保険料を完納している上、当該期間は12か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、3か月と短期間である上、夫は社会保険庁により未納から納付済みに職権訂正されているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月及び同年3月、44年4月から45年3月までの期間、45年10月から46年6月までの期間及び46年11月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月及び同年3月  
② 昭和44年4月から45年3月まで  
③ 昭和45年10月から46年6月まで  
④ 昭和46年11月から47年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、結婚を契機に、私の妻がまとめて納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が保険料を納付したと説明する時期は、第2回特例納付の実施期間であり、申立期間は当初から強制加入期間として記録管理されていることから、妻が申立期間の保険料をまとめて納付することは可能である上、妻がまとめて納付したとする金額は、第2回特例納付で納付済みとなっている期間に加え、申立期間の保険料を納付した場合の額とおおむね一致している。

また、申立人及びその妻は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、申立期間当時、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料を納付している上、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人は、申立期間とその前後の期間を通じて職業や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 3470

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで

私たち夫婦は、申立期間当時、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び 60 歳前の 5 か月を除き国民年金保険料を納付しており、申立期間前後の期間の保険料を納付している上、申立期間は 3 か月と短期間である。また、申立人は、申立期間とその前後の期間を通じて職業や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

私は、昭和41年ごろ、転居したばかりの自宅アパートに来た集金人から昭和39年度分の国民年金保険料が未納になっていると指摘されたので、その場で、1年分の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月以降、申立期間及び平成9年1月から10年9月までの申請免除期間を除き国民年金保険料を納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みで、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人の所持する年金手帳により、申立人が昭和41年5月に住所変更手続をしていることが確認でき、当該時点において申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、申立期間当時には、集金人が過年度分の保険料を徴収していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から42年11月まで

私は、町職員から、今なら過去の未納分の国民年金保険料を一括納付できると説明されたので、国民年金に加入し保険料をさかのぼって全額納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は当初から強制加入期間である上、申立期間前後の期間の保険料は、第3回特例納付により1回目が昭和36年4月から38年9月までの30か月分、2回目が38年10月から40年10月までの25か月分、4回目が42年12月から44年12月までの25か月分、5回目が45年1月から47年1月までの25か月分、6回目が47年2月から51年3月までの50か月分と、毎月1回定期的かつ計画的に分割納付されていることが確認できる。一方、6回の分割納付のうち、3回目は40年11月及び同年12月の2か月分のみが納付され、その直後の申立期間である23か月分の保険料だけが未納となっているが、申立人は上記のように計画的に納付し、申立期間前後の2回目及び4回目に納付した保険料はいずれも25か月分であるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から同年 12 月まで  
② 昭和 47 年 7 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 49 年 4 月から同年 6 月まで  
④ 昭和 56 年 6 月から同年 9 月まで

私は、義姉に国民年金の加入を勧められ、区出張所で加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。また、昭和 50 年から 53 年にかけて保険料をさかのぼって納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みで、当該期間は 4 か月と短期間である上、当該期間中に、昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの保険料を過年度納付していることが確認できるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が納付したとする保険料額は、当時の月額保険料と一致しない。また、申立人は、さかのぼって納付したとする金額に相当する保険料を昭和 51 年及び 52 年に、49 年 7 月から 52 年 3 月までの保険料として、4 回にわたって過年度納付していることが確認できるものの、当該申立期間の保険料を 50 年から 53 年にかけてさかのぼって納付したと説明する保険料額は、当時の保険料額とは異なるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 6 月から同年 9 月の期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの期間及び38年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで  
② 昭和38年4月から同年6月まで

私の母は、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。結婚する時に、「これからは自分で納付するように」と言って国民年金手帳を手渡してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間は6か月と短期間であり、申立期間②については、申立人の父親及び母親の当該期間の検認日は、申立人の結婚前の昭和38年4月25日と被保険者名簿にあることから、当該期間の申立人の保険料を母親が納付することが可能であり、また、申立人の父親及び申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、申立期間①及び②の自身の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月及び平成13年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年3月  
② 平成13年4月から同年12月まで

私は、人から免除期間の国民年金保険料を追納できることを聞き、受け取る年金額を満額にするために保険料を追納した。すべて追納したとと思っていたので、申立期間の保険料が追納されていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間直前の期間の国民年金保険料の追納に関して、当初は当該期間を含む平成11年10月から12年3月までの追納納付書により保険料が納付された後、11年9月分の追納納付書が含まれていなかったため、追納期間が11年9月から12年2月までに変更された経緯があること及び当該期間直後の平成12年度の保険料は追納されていることから、申立人は、当該期間及びその前後の期間を通じて保険料を追納する意思を有していたと認められ、当該期間の追納申込み、追納納付書の送付がなされたと考えられるなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

申立期間②についても、申立人は、上記のとおり、当該期間直前の平成12年度の保険料を追納しており、追納当時の預金口座の取引記録から、当該期間の保険料を追納することが可能な金額が引き出されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から同年12月まで

私は、昭和51年10月から52年3月にかけて未納とされている期間のうち、昭和51年10月から12月までの3か月分の国民年金保険料を納付書で納付した憶えがあるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立期間当時から経済的に苦しくなりながらも昭和51年中の保険料は納付し、年が明けてからは納付できなくなり、その後免除申請したとする申立人の説明は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年2月まで

私の国民年金保険料は、夫が納付書で納めてくれていた。私の赤っぽい色をした年金手帳が家にあった記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする夫は、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されており、申立期間中の自身の保険料について、第2回特例納付により納付していることが確認できる。また、申立人は、夫が納付書で保険料を納付したこと、夫から申立人の保険料を納付したという話を聞いたことがあると説明していることなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から46年3月まで

私は、20歳の時、勤務していた職場で国民年金の加入手続きをしてもらい、結婚後の昭和39年7月ごろ、転居先の市役所の集金人に36年4月以降の未納分の国民年金保険料と併せて、39年4月以降分の保険料を夫婦一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年1月から46年3月までの期間については、申立人の夫は、46年4月に国民年金に加入し、過年度納付により当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認できること、夫の国民年金手帳の記号番号が払い出された46年4月以降、夫婦の納付記録はほぼ一致していることなど、夫婦一緒に未納分の保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和39年4月から43年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料を39年7月ごろの転居以降に夫の保険料と一緒に納付したと説明するが、39年4月から43年3月までは夫の保険料は未納であることが確認できる。また、夫は、43年4月から同年12月までの保険料を第1回特例納付により納付していることが確認できるが、申立人は、自己の保険料を特例納付したかに関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、夫の手帳記号番号が払い出された昭和 46 年 4 月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、夫に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 1 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの期間及び45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで  
② 昭和45年10月から46年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間①及び②は、それぞれ12か月、6か月と短期間である上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 6 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を郵便局又は区役所で納付したはずである。また、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月から同年 6 月までの保険料が還付されている記録になっているが、この期間は強制加入期間であり、還付金を受け取った記憶も無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 2 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 50 年 10 月ごろの時点では申立期間の国民年金保険料は納付可能な期間であり、当該期間は 2 か月と短期間である上、当該期間直前の 52 年 3 月から同年 12 月までの期間の保険料は、申立人が所持する領収証書により納付済みに記録訂正されているなど、行政側の記録管理が適正に行われていなかった状況が見られる。

また、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月から同年 6 月までの期間については、国民年金保険料還付整理簿において、ほかの公的年金制度に加入したことによる公的年金誤納により、当該期間の保険料が同年 12 月に還付された記録になっているが、申立人の年金記録には、ほかの公的年金制度への加入記録が確認できないなど、当該期間の保険料を還付した事務処理に過誤があったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年12月から59年3月まで  
② 昭和60年4月から61年3月まで

私の母親は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年2月時点では、当該期間の保険料は納付が可能な期間であり、申立人は、当該期間直前の期間の保険料を過年度納付しているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続を行ったとされる申立人の母親は、当該加入手続に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間当時、申立人が国民年金に加入し、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA工業所における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和28年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和28年9月の標準報酬月額については4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月12日から同年12月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間当時はA工業所で勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A工業所に勤務していた当時の上司や出来事を覚えており、申立人が記憶している上司については、社会保険事務所のA工業所の被保険者名簿で確認できることから、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

また、社会保険事務所のA工業所の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の氏名と資格取得日（昭和28年9月12日）を確認できるが、資格の取消し処理が行われることなく、資格喪失日が資格取得日と同日の日付で記載されており、さらに、28年11月に「厚生年金保険法等の一部を改定する法律」（昭和28年法律第117号）の施行に伴う標準報酬月額の改定が行われているなど、不自然な処理となっている。このことについて、社会保険庁からは明確な回答が得られず、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人のA工業所における資格喪失日は同月内の喪失であることから、同年10月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、4,000円とするのが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和28年10月1日から同年12月1日までの期間については、A工業所は、既に全喪し、当時の事業主及び経理担当者の連絡先も不明であることから、申立人が記憶している上司及び社会保険事務所のA工

業所の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に対し申立人の勤務の状況等を確認したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 28 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る事業所における資格喪失日は、平成7年4月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成5年10月1日から6年10月31日まで  
②平成6年10月31日から7年4月30日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①については、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。

また、申立期間②についても、継続して同社に勤務し、給与明細書では、平成7年3月分までの厚生年金保険料が給与から控除されているのに、加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①について、標準報酬月額を訂正し、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書により、申立人が主張する標準報酬月額26万円に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

一方、社会保険庁の記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年10月の定時決定において26万円と記録されたところ、6年2月4日に当該記録が9万8,000円に減額訂正され、その後、6年10月

の定時決定において9万8,000円と記録されたところ、同社が適用事業所でなくなった日（6年10月31日）以降の8年1月5日に、5年10月から6年10月までの標準報酬月額を8万円に減額訂正する処理が行われており、さらに、8年1月8日には、同年1月5日に訂正処理された標準報酬月額の記録を9万8,000円に戻すという訂正処理が行われている。

しかし、社会保険事務所において、このような遡及訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、雇用保険の記録及び申立人から提出のあった給与明細書により、申立人が当該期間に、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人のA社における資格喪失日は、同社が適用事業所でなくなった日以降の平成7年6月8日に、一旦、7年4月30日と記載されたが、8年1月5日に、6年8月31日を新たな喪失日とする訂正処理が行われており、さらに、8年1月8日には、この新たな喪失日を6年10月31日とする訂正処理が行われている。そして、同社の被保険者の中には、申立人と同様に8年1月8日に、さかのぼって資格喪失日を6年10月31日とする訂正処理が行われている者が9人確認できる。

また、A社は、適用事業所でなくなった平成6年10月31日以降においても、商業登記簿の記録から法人格を有し、また、従業員も申立人を含め複数勤務していたことが確認できることから、適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

このため、社会保険事務所において、このような適用事業所でなくなった旨の処理及び資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年10月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た7年4月30日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び申立期間①において認められる社会保険事務所の平成6年9月の標準報酬月額の記録から、26万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月25日から同年6月1日まで

B社及び親会社のA社に昭和37年8月から43年6月まで継続して勤務していた。この期間の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した昭和41年5月25日から43年6月25日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、B社から親会社のA社に異動し、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の当時の経理担当者及び複数の同僚の証言から、申立人は、同社及び同社の親会社であるA社に継続して勤務し(昭和41年5月25日にB社からA社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年6月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に全喪しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和35年6月1日から同年12月26日までの厚生年金保険被保険者記録については、申立人の記録として未統合のA社における被保険者記録が社会保険事務所に存在することが判明したので、当該記録を申立人の厚生年金保険被保険者記録として訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年ころから36年ころまでのうち約半年間  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に昭和33年ころから36年ころまでの間に、半年くらい勤務した期間の記録が無いとの回答をもらった。同社では申立期間中に指を欠損する事故に会い、労災の12等級となったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和33年ころから36年ころまでの期間のうちの半年間くらいA社に勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所の同社の被保険者名簿には、生年月日は相違しているものの、申立人と同姓同名の被保険者の記録が確認できるとともに、当該被保険者の記録は、資格取得日が、35年6月1日、資格喪失日が、同年12月26日と記載され、申立人が勤務したとする時期及び期間とほぼ一致する上、基礎年金番号が付番されず未統合の記録となっている。

一方、A社は、昭和49年に既に全喪し、申立期間当時の事業主や役員の連絡先は不明であるが、当時同社に勤務していた同僚は、申立人が当時、同社で作業中に指を欠損したことを記憶しているなど、申立人のことを記憶しており、また、同社には、当時申立人と同姓同名の者はいなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、上記申立人と同姓同名の被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

なお、申立人の昭和35年6月から同年11月までの標準報酬月額については、上記同姓同名の被保険者の記録から、同年6月から同年9月までは、1万6,000円、同年10月から同年11月までは、1万8,000円であると認められる。

## 東京厚生年金 事案 1652

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月2日から同年10月7日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月2日に、資格喪失日に係る記録を同年10月7日とし、同年4月から同年9月までの標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月21日から41年4月2日まで  
② 昭和41年4月2日から同年10月7日まで  
③ 昭和46年3月20日から同年5月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社で勤務した申立期間①、A社で勤務した申立期間②及びC社又はD社で勤務した期間のうちの申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間もそれぞれの会社に勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②の昭和41年4月2日から同年10月7日までの期間については、A社から提出された在籍及び厚生年金保険料控除についての証明書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所における申立人と同年齢のA社の従業員の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所の担当者が誤って届出を行った可能性があるとしており、また、事業主が資格の取得及び喪失に係る届出を行ったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行

われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年4月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①の昭和40年7月21日から41年4月2日までの期間については、申立人は、父親が事業主となっていたB社に勤務していたと申立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

そして、B社の事業主は、既に死亡しており、また、申立人も同僚の氏名を記憶していないので、これらの者から申立人の同社での勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

申立期間③の昭和46年3月20日から同年5月21日までの期間については、申立人は、事業主が同じC社又は同社の関連会社であるD社に勤務していたとしているが、雇用保険のC社の離職日の記録から、当該期間はD社で勤務していたと考えられる。

そして、D社の事業主は、関連会社から移籍した従業員であっても2か月程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させず、当該従業員の給与からその保険料を控除していなかったとしているが、このことは、社会保険事務所のC社及びD社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、C社からD社に移籍していることが確認できる複数の従業員については、いずれもC社で被保険者資格を喪失して2か月程度経過後にD社で同資格を取得している記録があることから確認できる。

これらに加え、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び③については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人が申立期間③に勤務していたとするA社は、当時、社会保険庁の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間③の昭和44年4月1日から同年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年4月1日とし、同年4月及び5月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から29年1月1日まで  
② 昭和37年3月1日から40年10月1日まで  
③ 昭和44年4月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した申立期間①、C社に勤務した期間②及びA社に勤務した期間のうちの申立期間③について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①、②及び③も勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③の昭和44年4月1日から同年6月1日までの期間については、A社の社史、同社の同僚の証言及び申立人が所持している同社の関連会社であるD社の表彰状から、申立人は、昭和44年4月1日にD社からA社に転籍し、申立期間③もA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年6月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、同社は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年6月の社会保険事務

所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間③の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所がすでに全喪しており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、事業主に対し確認はできないが、A社は、上記のとおり申立期間において適用事業所としての要件を満たしているものの、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったものと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、既に全喪し、また、同社の事業主も既に死亡していることから、同社及び事業主から申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶しているB社の上司は、申立人がアルバイトとして勤務していたが、同社では、アルバイトとして雇用していた従業員については、厚生年金保険に加入させず、当該従業員の給与からその保険料を控除していなかったとしている。

申立期間②については、申立人は、C社で販売に従事していたとしており、申立人が所持している同社の名刺から、期間は不明であるが、申立人が同社の業務に従事していたことはうかがわれる。

しかし、C社の事業主は、申立人についての記憶が無いが、申立人のような販売業務に従事していた者の中には、同社が雇用していた社員ではなく、同社では、このような者に対し販売手数料を支払っていたとしている。

また、社会保険事務所のC社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社に勤務していることが確認できる複数の従業員は、申立人について記憶していないものの、同社の社員以外の複数の男性が社員の下で販売に従事していたとしている。

これらに加え、申立人が申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月30日から37年1月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格の喪失日に係る記録を37年1月1日に訂正し、36年12月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年12月30日から40年5月31日まで  
②昭和40年10月1日から41年12月1日まで  
③昭和42年8月1日から44年12月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①並びにB社に勤務した期間のうちの申立期間②及び申立期間③の加入記録が無いとの回答をもらった。それぞれの会社に勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和36年12月31日までは、A社が保有する社会保険記録台帳から判断して、申立人が同社に勤務し、同年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、昭和36年12月の標準報酬月額については、同年11月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和36年12月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立でどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和37年1月1日から40年5月31日までについて、同社は、上記社会保険記録台帳から判断して、この期間申立人は同社に勤務していなかったのではないかとしている。

また、申立人は、当時の同社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人の申立期間①のうち昭和37年1月1日から40年5月31日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

申立期間②及び申立期間③については、申立人は、これらの期間についてもB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、既に廃業しており、また、当時の事業主は、既に死亡しているため、同社及び事業主から、申立人の申立期間②及び申立期間③における勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、当時の同社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間②及び申立期間③当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人の申立期間②及び申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①のうちの昭和37年1月1日から40年5月31日までの期間並びに申立期間②及び申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年10月1日から32年8月1日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年10月1日に、資格喪失日に係る記録を32年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から32年8月1日まで  
社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた12か月間の厚生年金保険加入記録が無い。当該期間について、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の上司及び元同僚の供述、並びに申立てに係る事業所の従業員及び業務内容に関する申立人の供述内容から判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたとことが認められる。

また、申立人が勤務していたA社は、本社機能をB市に置き、C県D区に申立人が勤務する保険部を置いて業務を行っていたところ、申立人が記憶する保険部の従業員数と、上司及び同僚が記憶する保険部の従業員数は一致し、これらの者については、支配人1名を除き、すべて厚生年金保険の被保険者としての記録が存在することから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち後記に係る期間を除き、昭和31年10月から32年7月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、同期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理するA社の被保険者名簿に記載の同僚の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所が管理するA社の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、事業主が申立人に係る資格の取得及び喪失の届出を行ったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人の資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年10月から32年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、同期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和31年8月1日から同年10月1日までの期間については、申立期間当時の上司及び同僚1名が、同社では、入社後2か月間は厚生年金保険に加入させない期間を設けていたことを供述していることから、申立人が厚生年金保険の被保険者として同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係るA社における標準報酬月額は、既に56万円に訂正され、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の平成12年4月から18年2月までの保険給付は行われなかったこととされているが、申立人は、同期間の一部について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該訂正を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成12年4月から同年12月、15年1月から同年5月、同年8月から16年12月、17年3月から同年6月、及び同年8月から18年2月までの期間について56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から18年2月まで

平成11年12月16日から19年12月28日までA社に取締役として勤務していたが、12年4月から19年11月までの厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円となっている。当時の給与明細書、源泉徴収簿から、申立期間のうち一部期間においては標準報酬月額が56万円に相当する保険料が控除されていることが確認できるので、同期間について標準報酬月額を56万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

本申立てについては、平成20年1月17日に、申立人から社会保険事務所に対して年金記録に係る確認申立書の提出があった後、社会保険事務所において、申立人の12年4月から19年11月までの標準報酬月額を56万円に訂正しているが、同期間のうち、12年4月から18年2月までについては、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した

ときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされているため、記録上、標準報酬月額の変更は行われたものの、保険給付には反映されない期間とされていることから、同期間について、保険給付に反映されるようにしてほしいとするものである。

まず、申立人は、申立期間について、A社における雇用保険の記録を有しており、同社における申立期間の勤務実態は認められる。

また、申立人は平成12年から18年までの源泉徴収簿、一部期間を除く給与明細書及び所得税の確定申告書を有しており、申立期間の一部期間において、申立てどおり56万円の標準報酬月額に相当する保険料が控除されていることが確認できる。

なお、申立人は、A社において取締役として勤務していたが、人材派遣業務の営業を担当しており、社会保険事務は専ら事業主が行っていたとのことであり、このことは、同社の複数の元社員も供述しているところであるが、申立人は、「平成13年及び14年については、13年の後半か14年の初めころに、事業主から、社会保険事務所に標準報酬月額を減額して届出ることについて話があり、会社の業績が不振だったので、止むを得ず承知した。」と供述している。

したがって、これらを基に、申立人の標準報酬月額については、平成12年4月から同年12月、15年1月から同年5月、同年8月から16年12月、17年3月から同年6月、及び同年8月から18年2月までの期間について56万円とすることが妥当である。

一方、上記のとおり、平成13年及び14年については、申立人は標準報酬月額が減額されることを承知していたと供述していること、また、15年6月、同年7月、17年1月、同年2月及び同年7月については、源泉徴収簿により申立人に給料が支給されておらず厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、同期間の標準報酬月額について記録の訂正は不要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で訂正される前に記録されていた標準報酬月額が、申立期間のうち、平成12年4月から同年12月、15年1月から同年5月、同年8月から16年12月、17年3月から同年6月、及び同年8月から18年2月までの期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和35年11月16日から37年1月21日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を35年11月16日に、資格喪失日に係る記録を37年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、35年11月から36年9月までは2万円、同年10月から12月までは2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年11月16日から37年1月21日まで  
② 昭和41年2月7日から同年6月1日まで  
③ 昭和46年10月21日から47年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した①の期間、B社に勤務した②の期間、C社に勤務した③の期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間も正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社総務部長及び同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

そして、A社総務部長は、同社では昭和33年の会社設立当時から社会保険の重要性を認識し、厚生年金保険についても従業員全員を加入させるようにしていたことから、申立人についても給与から厚生年金保険料を控除していたはずであり、社会保険事務所に申立人の記録がないのは、担当者が手続を誤ったものと思うと供述していることから、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、同種の業務に従事していた同僚の標準報酬月額から、昭和35年11月から36年9月までは2万円とし、同年10月から12月までは2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の得喪手続において、同社の誤りがあったものと思うとしており、及び申立人の被保険者資格の取得及び喪失の届出が提出されていれば、社会保険事務所でその両方の記録を誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所へ申立人の資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 11 月から 36 年 12 月までの保険料について納入の告知を行っていないことから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる

申立期間②については、申立人は、同僚 3 名を記憶していることから、B 社に勤務していたことは明らかであると申し立てている。

しかし、当該同僚 3 名は、社会保険事務所の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者として記録が確認できるものの、いずれも申立人を覚えていないとしており、申立人の同社における勤務の状況等が確認できない。

また、B 社は、既に全喪しており、申立期間当時の担当者は、当時、同社では、正社員でない者のほか、正社員においても入社後 3 ヶ月程度は、厚生年金保険に加入させていなかったと供述している。

そこで、社会保険事務所の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に勤務していたと確認できる従業員 17 名に照会したところ、回答のあった 9 名は、全て申立人を記憶していないとしており、当時、同社には短期雇用の者が多数おり、これらの者はほとんど厚生年金保険に加入していなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③については、申立人は、同僚 2 名を記憶していることから、C 社に勤務していたことは明らかであると申し立てている。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚 2 名は、社会保険事務所の C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、加入記録が無い。

そして、C 社は、既に全喪しており、C 社の元事業主は、従業員については、社会保険に加入させていた時期もあったが、せつかく加入させてもすぐ退社してしまうことから、途中から加入手続きをしなくなり、申立期間当時は、自分の親族以外は新たに厚生年金保険被保険者に加入させていなかったと供述している。このことは、社会保険事務所の記録により、同社においては、申立期間を含め、昭和 45 年 10 月以降、当該元事業主の親族の 2 名以外に、新たに厚生年金被保険者となっている者がいないことから確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立期間②及び③においては、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月1日から同年7月1日まで

社会保険庁で被保険者記録を確認したところ、A社に勤務した平成16年2月1日から16年7月1日までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。当時の給与支払明細書があるので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社に係る給与支払明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が保管されていないこと等から不明としており、標準報酬月額については、本来平成16年2月に報酬月額変更届を提出すべきところ、事業主は、同年4月から6月の報酬に基づき随時改定を行って平成16年8月9日に社会保険事務所に報酬月額変更届を提出し処理しており、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和45年4月28日であると認められることから、被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、昭和45年1月から同年3月までの標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月30日から48年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、昭和45年1月30日から48年4月1日までの記録が無いとの回答をもらった。A社には44年11月から48年4月まで勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の従業員の証言から、申立人が同社に昭和45年4月27日まで勤務していたことが認められる。

そして、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、同社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和45年1月30日に喪失しているが、この資格喪失処理は、同社の全喪届と同日の同年4月28日にさかのぼって行われている。

また、当該被保険者名簿では、同社には、申立人と同様に昭和45年1月30日の被保険者資格を喪失している者が7名いるが、そのうち2名については同年2月23日及び同年2月11日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を同年1月30日に訂正する処理が、同年4月28日にさかのぼって行われている。さらに、上記被保険者名簿には、政府管掌健康保険証の回収記録が有るものの、同年1月30日に被保険者資格を喪失している申立人を含む6名は、健康保険証の回収記録が無い。

加えて、上記訂正処理前の記録から、昭和45年4月28日においても同社が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。このため、同社が当該適用事業所でなくなったとする処理及び申立人等の資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和45年1月30日に資格を喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、届出が行われた同年4月28日であると認められる。

なお、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の44年12月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和45年4月28日から48年4月1日までの期間については、同社は既に全喪しており、継承したB社は、当時の人事記録等の資料を保管していないこと等から、申立人が当該期間に勤務していたことを確認できないとしている。また、申立期間当時の事業主及び従業員は、死亡または所在不明であるため、申立期間の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A社の事業主は、社会保険事務所に同社が昭和45年1月30日に全喪した旨の届出を同年4月28日に行っていることから、同日以降は当然適用事業所でないことを認識していたと考えられることから、同日以降の厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間のうちの、昭和45年4月28日から48年4月1日までに係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうちの、昭和45年4月28日から48年4月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、申立人のB社における厚生年金保険の資格喪失日は8年6月29日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、平成8年5月の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成5年1月31日から同年2月1日まで  
②平成8年5月31日から同年6月29日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社における資格喪失日は平成5年1月31日で、B社における資格喪失日は8年5月31日である旨の回答をもらった。しかし、A社には5年1月31日まで、また、B社には8年6月28日まで勤務していたので、それぞれの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び同僚や元経理担当者の証言から、申立人がA社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（平成5年2月1日にA社からB社へ異動）、当該申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①に係る平成5年1月の標準報酬月額については、4年12月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成5年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申

立人に係る同年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人が、平成8年6月28日までB社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(資格記録)では、申立人については、同社の全喪日(同年5月31日)以降の同年7月24日に、全喪日である同年5月31日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨記録されている。

また、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(資格記録)では、B社の全喪日である平成8年5月31日に申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している役員3人(事業主を含む。)については、同年2月27日に、同年1月の標準報酬月額を24万円とする処理が行われているが、全喪日以降の同年7月24日に、当該記録を取り消し、改めて、7年12月の標準報酬月額を9万8,000円に減額する処理が行われている者が1人、また、同年2月27日に、同年1月の標準報酬月額を24万円とする処理が行われているが、全喪日以降の同年7月24日に、当該記録を取り消し、改めて、同年1月の標準報酬月額を9万8,000円に減額する処理が行われている者が2人、それぞれ確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年5月31日にB社における資格を喪失した旨の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年6月29日であると認められる。

また、申立人の申立期間②に係る平成8年5月の標準報酬月額については、8年4月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月28日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所における資格喪失日が昭和49年3月28日となっている旨の回答をもらった。同事業所には47年4月1日から49年3月31日まで勤務し、保険料を控除されていたため、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している就労証明書、失業保険被保険者離職証明書（事業主控）及び雇用保険の記録により、申立人は、同事業所に昭和47年4月1日から49年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

そして、現在の事業主及び当時の経理担当者は、退職月は、月末まで在籍していれば厚生年金保険料を控除していたことから、申立人が昭和49年3月末まで勤務していたのは明らかなので、同月の厚生年金保険料も控除していたと供述していることから、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主は、申立期間当時の手続きに誤りはなく保険料は納付したはずであると主張し、かつ、同事業所では月末か年度末以外に退職した職員は過去にいないと説明するが、社会保険事務所の記録では、昭和49年から52年にかけて、資格喪失日が28日と記録されている従業員が申立人を含めて複数存在しているところ、社会保険事務所がこれらの記録をすべて誤って記録したとは考え難

いことから、事業主が49年3月28日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和50年6月は未加入となっていた。同社を退職したのは同年6月30日なので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及び退職手当金計算書により、申立人は、A社に昭和50年6月30日まで勤務していたことが認められ、同社の現在の給与担当者が、「当時も、月末で退職した者については、退職月の厚生年金保険料を控除していた」と説明していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年5月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 1 日から 33 年 4 月 16 日まで  
② 昭和 33 年 6 月 1 日から 34 年 1 月 26 日まで

平成 5 年ころ社会保険事務所に夫と自分の年金記録を確認に行った際、脱退手当金が支給されていることを知り、後日、社会保険庁本庁に直接確認したが支給済みとの返事しかもらえなかった。

脱退手当金を受給していないのは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務していた会社が、厚生年金保険の適用事業所となっていた期間に、同社に在籍していた女性職員で脱退手当金の受給資格を満たしていた職員 2 人のうち、脱退手当金を受給した記録がある者は、申立人のみである。加えて、申立人が同社における被保険者期間は脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 7 か月と短いことから、当該事業主が、申立期間に係る脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたとされる日の約 2 か月後の昭和 34 年 11 月に別の会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっており、申立人には、将来、年金を受給するため、申立期間以降についても、継続して厚生年金保険に加入する意思があったことがうかがわれ、申立人がその当時脱退手当金を請求したものとは考えられない。

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額算定日は、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険庁オンライン記録が、それぞれ異なっている上、これら算定日の標準報酬月額に基づき算出した脱退手当金の支給額は、いずれも、同庁オンライン記録の支給額とも、相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月 28 日から 30 年 6 月 2 日まで  
② 昭和 32 年 12 月 26 日から 33 年 6 月 3 日まで  
③ 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 4 月 10 日まで

平成 20 年 3 月に社会保険事務所から送付された厚生年金保険被保険者記録照会回答票により、申立期間①、②及び③の被保険者期間について脱退手当金が支給されていると知った。

しかし、脱退手当金を受給したとされる時期は両親と同居しており経済的に困っていなかったし、上記 3 つの期間のうち 2 つの期間については、当該回答票が送付されるまで厚生年金保険に加入していることを知らなかった。年金加入の記憶さえない期間の脱退手当金を請求するはずがないので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録には、申立人が最終事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 35 年 4 月 10 日）から約 4 年 8 か月後（39 年 12 月 11 日）に脱退手当金の支給記録があることや申立人が上記の被保険者資格を喪失した日の前後 1 年以内に被保険者資格を喪失した女性従業員 30 名のうち、厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金が支給された記録のある者は、申立人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間③より後の 3 回の被保険者期間について、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、申立人が、6 回の厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間①、②及び③のみを請求し、申立期間③の被保険者期間（5 か月）より長いその後 2 回の被保険者期間（7 か月及び 8 か月）を失念するとは考え難い。

さらに、申立人が最初に勤務した会社の被保険者名簿には、同時期に異なる

標準報酬月額が適用された記録があることから、社会保険事務所において、申立人に係る厚生年金保険の加入記録が適正に管理されていなかったことがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 21 日から 40 年 8 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。  
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録には、申立人が最終事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 40 年 8 月 1 日）から約 2 年 9 か月後（43 年 5 月 7 日）に脱退手当金の支給決定記録があることや申立人が上記の被保険者資格を喪失した日の前後（39 年から 45 年まで）に被保険者資格を喪失した女性従業員の中で、脱退手当金の受給要件を満たす者 20 名のうち、上記オンライン記録に脱退手当金が支給決定された記録のある者は、4 名と少ないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、上記オンライン記録において、最終事業所で申立期間に係る脱退手当金の支給記録がある 4 名のうち、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が無い者は、申立人のみである。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月1日から23年2月1日まで  
40歳ごろに、社会保険事務所に出向き、年金記録の統合手続を行ったとき、申立期間については被保険者期間となっていないことを初めて知った。その後、社会保険事務所の記録から、申立期間は被保険者期間ではあったものの、脱退手当金が支給されたことになっていることが分かった。

しかしながら、脱退手当金が支給されたとされるころには、既に別の事業所に勤めていたので、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金が支給されたとする昭和23年7月26日には、次の事業所で勤務していたとしており、脱退手当金を受給するはずがないと申し立てているところ、申立期間に勤務していた事業所を退職してから、次の事業所に勤務するまでの期間が比較的短期間であり、脱退手当金が支給されたとする時期は、引き続き勤務する意思が認められることや、社会保険事務所の記録から、支給決定日の直後であり、かつ、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった同年8月1日に、申立人が厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号に係る該当者が、オンライン記録上には存在せず、同番号に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録も確認できないほか、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、申立人の被保険者資格取得日は、再取得後の昭和23年8月1日となっているなど、申立人の年金記録の記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社。)C支店における資格喪失日にかかる記録を26年5月25日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を27年11月25日に訂正し、その標準報酬月額は、申立期間②の昭和26年1月から4月は5,000円、申立期間③の27年11月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月26日から25年7月1日まで  
② 昭和26年1月4日から同年5月25日まで  
③ 昭和27年11月25日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、昭和23年4月26日から平成3年9月7日までA社に勤務した期間のうち、同社E出張所(現在は、C支店。)に勤務していた申立期間①及び②並びに同社D支店に勤務していた申立期間③の期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間については、異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間①、②及び③を含む昭和23年4月26日から平成3年9月7日まで同社に継続して勤務していたことは認められる。

申立期間②については、A社の行員記録カードから昭和26年1月4日に同社C支店から同社F支店に異動し、F支店に勤務していたことが認められるところ、F支店は、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所となっていない。しかし、同社は、申立期間は同一企業内における異動であることから申立期間②においても引き続き厚生年金保険料を控除していたとしており、本来、26年5月25日にF支店が適用事業所になるまでは、異動前の同社C支店において継続して厚生年金保険に加入させておくべきであったとしていることから、同社C支店における被保険者資格喪失日は26年5月25日とすることが妥

当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和 25 年 12 月の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の同社C支店における資格喪失日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、社会保険事務所は申立人に係る 26 年 1 月から同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、A社の行員記録カードから昭和 27 年 11 月 25 日に同社F支店から同社D支店に異動し、D支店に勤務していたことが認められる。しかし、同社は、申立期間は同一企業内における異動であることから申立期間③においても引き続き厚生年金保険料を控除していたとしており、本来、27 年 11 月 25 日の異動発令日と同日に厚生年金保険に加入させておくべきであったとしていることから、同社D支店における被保険者資格取得日は 27 年 11 月 25 日とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和 27 年 10 月の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間③について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の同社D支店における資格取得日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、社会保険事務所は申立人に係る 27 年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人がA社E出張所に勤務していたことは確認できるが、同出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 25 年 7 月 1 日であり、同出張所は、当該期間においては適用事業所となっていない。

そして、A社では、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者資格の得喪届は、同社の各支店等別に手続きを行っていたところ、適用事業所となっていないE出張所においては、社会保険事務所に被保険者資格の得喪届ができないことから、申立人を、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者としておらず、厚生年金保険料の控除もしていないとしている。

また、申立人は、申立期間当時のA社E出張所における同僚の氏名を1名記憶しているものの、当該同僚は死亡していることから、申立人の勤務の実態や同社における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社E出張所に係る厚生年金保険の被保険者名簿

から同社E出張所が厚生年金保険の新規適用事業所となった時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したものの、いずれも連絡がとれなかった。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年4月17日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成6年10月1日から7年4月17日まで  
②平成9年4月1日から10年4月22日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、①平成6年10月から7年4月までの期間及び②平成9年4月から10年4月までの期間の標準報酬月額の等級が下がっていることが判明した。同社における当該期間の実際の給与額は月額50万円であり、これに見合う厚生年金保険料を控除されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出のあった給与明細により、申立人が、A社において、平成6年10月1日から7年4月17日までの間勤務しており、当該期間に同社から50万円の給与が支払われ、50万円に見合う保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、同社が適用事業所でなくなった日である平成7年4月18日の翌日に、平成6年10月から7年3月までは、50万円が9万2,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間①において、同社の取締役であったが、企画担当であり、このような遡及訂正については知らなかったとしており、このことは、当時の経理担当者が、申立人は社会保険の手続には関与していなかったとしていことから、確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①における標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所

に当初届け出た 50 万円とすることが必要と認められる。

申立期間②については、A社は、社会保険事務所の記録から、平成9年4月1日に、再度、厚生年金保険の適用事業所となり、その後平成10年4月22日に適用事業所でなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、適用事業所でなくなった日の2日後（平成10年4月24日）に、平成9年4月から10年2月までは、50万円が9万2,000円に、平成10年3月は、50万円が17万円に遡及訂正されていることが確認できる。

そして、同社の申立期間当時の経理担当者は、同社では平成10年当時、厚生年金保険料の滞納があったため、納付額を減額するために、申立人の標準報酬月額を平成9年4月にさかのぼって訂正する手続きを行ったと供述している。

一方、申立人は、申立期間②の直前である平成9年3月3日から同社の代表取締役就任に就任していたことが登記簿謄本から確認できること、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の減額の遡及訂正について、当時、自分は一方的に代表取締役就任させられ、業務の執行の権限を持たない名義上の社長という立場であり、実際の会社の運営に関する決定、指示等は取締役会長が行っていたため、関与しておらず、知らなかったと供述している。

しかし、当該標準報酬月額の減額訂正については、会社の業務としてなされた行為であり、申立人は、同社の代表取締役であることから、まったく知らなかったということは、考え難い上、当該行為の責任は免れないものと考えられる。

これらをその他の事情を含めて総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間③の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成2年4月から同年10月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月11日から63年1月10日まで  
② 平成元年1月6日から同年3月6日まで  
③ 平成2年4月から同年9月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した昭和57年1月から63年1月までの期間及びB社に勤務した期間のうちの平成元年1月6日から同年3月6日までの期間の加入記録が無いという旨の回答をもらった。しかし、両社とも当該期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、平成2年4月から同年10月までの標準報酬月額が給与明細書上の厚生年金保険料の控除額に比べて、低く設定されているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人から提出のあった給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はすでに死亡しているため、当該事業主の妻に照会したところ、当時の資料等が保管されていないこと等から不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく月額変更届がなされた形跡が無いこと及び事業主は平成2年の算定基礎届においても申立人の標準報酬月額を16万円と届け出ていることから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、

事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、A社から提出のあったマネキン名簿により、申立人が、昭和57年5月17日から同年7月末日まで、59年9月7日から同年10月31日まで及び60年2月13日から63年1月10日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同社によると、申立人は正社員ではなく、マネキンという販売促進の役割を果たす従業員であり、当該従業員については、同社において厚生年金保険の加入手続きを行っておらず、各人において国民年金及び国民健康保険の加入手続きを行うよう指導していたとしている。

このことは、同社から提出のあった支給明細書において、厚生年金の保険料が控除されていないこと、申立人は、申立期間①の当時、国民年金に加入し、昭和57年1月分から58年3月分までの保険料を納付していることから裏付けられる。

申立期間②については、申立人は、申立期間②の当時の給与明細書を所持していることから、平成元年1月からB社に勤務したと申し立てている。

しかしながら、上記給与明細書では、支払月の記載はあるが支給年度の記載が無いところ、1月分と記載のある給与明細書を確認すると、12月26日から28日までの3日間は無届欠勤との記載がある。しかし、申立人は、昭和63年12月に同社に勤務していた事実無く、平成元年12月は同社に勤務していたとしていることから、当該給与明細書は平成元年1月のものではなく、2年1月のものであると認められ、当該給与明細をもって申立期間②の当時に、申立人が同社に勤務していたとは認められない。

また、申立人の同社に係る雇用保険加入記録では、平成元年3月6日に資格を取得していることが確認でき、社会保険事務所の資格取得日と一致している。

さらに、同社は既に解散しており、当時の事業主はすでに死亡しているため、同社及び事業主から申立人の申立期間②に係る勤務の実態等を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和25年3月31日に、申立期間②の資格取得日に係る記録を26年8月8日に訂正し、両期間の標準報酬月額をそれぞれ8,000円とすることが必要である。

なお、事業主の申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務の履行については、申立期間①は、履行していないと認められ、また、申立期間②は、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和25年3月31日から同年4月1日まで  
②昭和26年8月8日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。両期間とも同社が発行した在籍証明書があり、また、申立期間②については、転勤はあったが同社には継続して勤務していたので、両期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社が作成した在籍証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、同社の人事担当者に照会したところ、申立人は、同社が保管していた人事記録等により、昭和25年3月31日から正社員として勤務していたことが確認できること及び当時の取扱いとして入社日から厚生年金保険に加入させていたと思われることから、同日から厚生年金保険の加入対象であったと考えられるとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和25年4月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業



主は不明としているが、事業主が資格取得日を昭和 25 年 3 月 31 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 4 月 1 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A 社が作成した在籍証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 26 年 8 月 8 日に同社 B 支店から同社 C 本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、昭和 25 年 9 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から48年3月まで

私は、昭和45年8月に会社を退職した後に、区役所で国民年金の加入手続をし、以後の国民年金保険料をすべて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付額及び納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年3月まで  
母は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、納付時期、納付方法、納付場所等の納付状況が不明確である。また、申立人の母親が申立人の保険料と一緒に納付したとする申立人の妻は、婚姻後の申立期間に対応する期間の保険料が未納となっているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月、同年5月、同年7月及び同年8月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月及び同年5月  
② 昭和48年7月及び同年8月

私は、申立期間の国民年金保険料を昭和48年9月12日に納付した。申立期間の保険料を還付された憶えがないので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証等により、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことは確認できるものの、「還付・充当・死亡一時金等リスト」に申立期間の保険料の還付金額、還付期間、還付決議日及び還付理由が明確に記載されており、当該記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで  
私の母は、私の国民年金保険料を国民年金制度の発足当時から納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、自宅を訪問してきた市の集金人に保険料を納付していたとする納付方法は、申立人が居住していた市では、当時行われていなかったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から49年12月までの期間及び50年1月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から49年12月まで  
② 昭和50年1月から52年12月まで

私の国民年金の加入手続は、結婚前の申立期間①は私の両親が、結婚後の申立期間②は義父が、それぞれ行い、国民年金保険料も納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親及び義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続や保険料を納付していたとされる申立人の両親及び義父から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の両親及び義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払出された昭和53年3月時点では、申立期間①及び申立期間②の一部の期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月及び同年11月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月  
② 昭和41年11月から47年12月まで

私は、昭和41年11月に引越をし、区役所で妻と一緒に国民年金の加入手続をした際、区の職員から、さかのぼって国民年金保険料を納付すれば年金を全額受給できるとの説明を受け、保険料をすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が保険料をまとめて納付したと主張する時期は、特例納付の実施時期ではない上、申立人は納付金額に関する記憶が曖昧であり、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間の自身の保険料が未納となっている。

また、申立人は、昭和36年4月から40年12月までの期間の保険料を第2回特例納付により納付し、申立期間直後の48年1月から49年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立人は、国民年金に加入した50年4月の時点で、特例納付及び過年度納付をしなければ年金の受給資格を満たさないことから、この時期にまとめて保険料を納付したものと考えられることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から47年12月まで

私は、昭和41年11月に引越をし、区役所で夫と一緒に国民年金の加入手続をした際、区の職員から、さかのぼって国民年金保険料を納付すれば年金を全額受給できるとの説明を受け、保険料をすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が保険料をまとめて納付したと主張する時期は、特例納付の実施時期ではない上、申立人は、納付金額に関する記憶が曖昧であり、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も申立期間の自身の保険料が未納となっている。

また、申立人は、昭和36年4月から38年12月までの期間の保険料を第2回特例納付により納付し、申立期間直後の48年1月から49年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立人は、国民年金に加入した50年4月の時点で、特例納付及び過年度納付をしなければ年金の受給資格を満たさないことから、この時期にまとめて保険料を納付したものと考えられることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から50年12月までの期間、51年3月から52年12月までの期間及び62年1月から平成5年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から50年12月まで  
② 昭和51年3月から52年12月まで  
③ 昭和62年1月から平成5年10月まで

申立期間①及び②の期間は、私自身が国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間③の期間は保険料免除の申請をしていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付及び免除申請していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から申立期間当時の保険料の納付状況等に関する説明について、電話及び文書による照会に対する協力が得られないため、当時の納付状況等が不明であるなど、申立期間の保険料を納付及び免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付及び免除申請していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私は、国民年金保険料を、転居はしたものの、住民票所在地に送金等の方法により納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち、昭和37年度については、申立人は、当該年度分の保険料を当時居住していた村の自治会区長に納付したと説明するが、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和39年7月時点では当該年度は過年度保険料となり、納付組織により保険料を納付することは出来ず、別の手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、当該年度の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和38年度以降の期間については、申立人は、転居先である村及び町の郵便局から、現年度分の保険料を社会保険事務所宛の現金書留による郵送で納付したと説明するが、申立人は、納付金額、納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、転居に伴う住民票の異動を行っておらず、当該方法で保険料を納付することは困難であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月までの期間、平成 3 年 4 月から 4 年 2 月までの期間、4 年 4 月、5 年 1 月、同年 4 月、同年 8 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月まで  
② 平成 3 年 4 月から 4 年 2 月まで  
③ 平成 4 年 4 月  
④ 平成 5 年 1 月  
⑤ 平成 5 年 4 月  
⑥ 平成 5 年 8 月  
⑦ 平成 5 年 10 月

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、母が行ってくれていた。母が、私が大学生の時に、「保険料の納付は大変だ。」と言っていたこと、また、「平成 6 年ごろに未納の保険料を一括で納められる納付書が届き、20 万円以上の額の保険料を一括納付した。」と言っていたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に参与していないため、保険料の納付状況等が不明確であり、また、申立人の国民年金の加入及び保険料の納付の手続をしていたとする母親は、加入時期等の加入手続及び保険料の納付時期等の納付手続に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 6 年 4 月ごろの時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3401

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年8月までの期間及び62年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年11月から61年8月まで  
② 昭和62年3月から同年5月まで

私が、二度目の会社に就職した昭和62年7月ごろ、母が、私と妹の国民年金の加入手続をし、20歳からの国民年金保険料を納付してくれたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明確であり、また、申立人の国民年金の加入及び保険料の納付の手続をしていたとする母親は、加入時期等の加入手続及び保険料の納付時期、納付方法等の納付手続に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年1月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3402

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から62年9月まで  
私の姉が、二度目の会社に就職した昭和62年7月ごろ、母が、私と姉の国民年金の加入手続をし、20歳からの国民年金保険料を納付してくれたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明確であり、また、申立人の国民年金の加入及び保険料の納付の手続をしていたとする母親は、加入時期等の加入手続及び保険料の納付時期、納付方法等の納付手続に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年1月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から9年3月まで

私は、平成6年7月から10年1月まで外国に留学していたが、申立期間の国民年金保険料は、母が、送付された納付書により市役所で納付してくれたと聞いている。再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時、住民登録を国外に移した上で留学していることから、制度上、国民年金に任意加入しなければ保険料を納付することはできない。また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付手続に直接関与していないため、保険料の納付状況等が不明確であり、申立人の保険料を納付していたとする母親は、国民年金の加入手続を行った記憶はなく、納付書には保存期限が記載されていたと説明しており、保険料の納付書とは相違し、保険料の納付に関する記憶も曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が平成9年の基礎年金番号導入以前に国民年金に加入していた記録は確認できず、申立期間当時、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3407

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から45年3月まで  
私は、母から学生のころに「国民年金を納めておく」と、言われたことを記憶している。申立期間が未加入とされ保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、戸籍附票上、申立人は申立期間の大半は母親が居住していた市に住民登録しておらず、母親が申立人の保険料の納付を行うことは困難であったことが確認できる上、兄及び次姉も在学中は国民年金に未加入であるなど、申立期間の保険料を納付していることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年3月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、母親から48年3月発行の年金手帳以外の年金手帳を受け取った記憶も曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から44年3月まで

私の母は、申立期間当時美容院を経営していた。私の国民年金保険料を同居していた弟や美容院の従業員の保険料とともに、母が納付をしてくれたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続は自分で行い、保険料は母親が集金に来る銀行の行員に渡していたと説明しているが、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の納付状況が不明確であるなど、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和44年8月に弟と連番で払い出されており、弟も20歳から44年3月までの申立期間に対応する期間の過年度保険料は未納である上、当該払出時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3409

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年9月まで

私は、昭和36年7月から39年7月まで海外に滞在しており、その間、私の父が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、海外から帰国後の昭和39年10月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3411

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年8月まで

私は、国民年金保険料を申立期間当時勤務していた会社の経理担当者と相談して自動的に徴収してもらったはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、勤務していた会社の経理担当者と相談し、給与から国民年金保険料を天引きされていたと説明しているが、相談の結果どのような方法で納付することとしたか等の納付状況及び加入手続に関する記憶が曖昧である上、勤務していた会社の経理担当者から当時の納付状況を聴取することが困難で、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3412

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から48年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を集金等により納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人(死亡)の妻が申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとされる申立人から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、申立人が一緒に納付を行っていたとされる申立人の妻も申立期間の自身の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、昭和36年に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されているが、申立人の居住している区の国民年金手帳記号番号払出簿及び当該記号番号の57年12月時点の申立人の年度別納付状況リストにおいて、申立人は不在者となっていることが確認できることから、当該手帳記号番号により、申立期間の保険料を納付することは困難であったと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された44年1月時点では、当該期間の過半は時効により保険料納付ができない期間であり、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3413

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から46年3月まで

私たち夫婦は、市報で国民年金の特例納付の記事を見て、私の親からお金を借りて夫婦6年分の国民年金保険料を一括納付したのに、夫婦共に申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、特例納付の時期、納付金額及び納付方法の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3414

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から46年3月まで

私たち夫婦は、市報で国民年金の特例納付の記事を見て、妻の親からお金を借りて夫婦6年分の国民年金保険料を一括納付したのに、夫婦共に申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は特例納付の手續及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の分と合わせて特例納付をしたとする申立人の妻は、特例納付の時期や納付金額及び納付の方法の記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの期間のうち2か月分の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月までの期間のうち2か月  
私は、大学を卒業し当該大学に就職する時に、市役所で国民年金の加入手続をし、その場で過去の国民年金保険料として2万円ほど納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金の加入手続時にその場で2万円ほど納付したと説明するが、申立人が当時居住していた市では、加入手続の場で保険料の徴収は行っていなかったことが確認できるなど、加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金に加入した平成9年4月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3416

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から41年3月まで  
私は、当時住み込みで仕事をし、雇い主が給料から国民年金保険料を天引きして納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人が当初、保険料を給与から天引きし納付していたと説明する雇用主から当時の加入状況や納付状況を聴取することが困難であり、当時の状況が不明確である。また、申立人は、当初の説明では申立期間中は会社に住み込みで仕事をしていたと説明していたが、後に申立期間を含めた期間は当該会社に勤務しておらず、兄の仕事の手伝いあいまいをしていたと説明するなど、納付状況等に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から52年12月まで  
私は、平成7年夏頃に、市の支所へ電話して過去の未加入期間分の国民年金保険料を一括納付できないかと相談したところ、昭和51年及び52年の2年間分納付できると言われ納付した。申立期間が未加入とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、納付したとする市の支所は、過年度保険料の収納を取り扱っておらず、納付したとする金額は申立期間の保険料額と大きく相違している上、納付したとする平成7年時点では、制度上申立期間の保険料を納付する方法がないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年2月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から55年3月まで  
私は、国民年金保険料を常時1年分まとめて納付していた。納付書が届けば必ず納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間中に住所を三回異動しているが、国民年金の住所変更の<sup>あいまい</sup>手続及び保険料の納付方法に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3421

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から63年3月まで  
私の国民年金保険料は、母が納付していた。申立期間についても、母は1か月たりとも納付済みの期間に穴が開かないように、過去の分と現在の分の保険料をすべて納付していたと言っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料の納付状況に関する記憶が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から41年3月まで  
私は母から、私の国民年金保険料を20歳から納付していたと常々聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとされている母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年6月時点では、申立期間の約半分は、時効により保険料を納付できない期間であり、残りの期間は、保険料の過年度納付が可能な期間ではあるが、申立人は、母親から申立期間の保険料をさかのぼって納付したという話は聞いていないと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで  
私たち夫婦の国民年金保険料は、区の集金人に私が一緒に、納付していた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年1月時点では、申立期間のうち38年9月以前は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人には、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶もなく、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3424

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで  
私たち夫婦の国民年金保険料は、区の集金人に夫と一緒に納付していた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の夫は、申立期間の保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年1月時点では、申立期間のうち38年9月以前は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人には、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶もなく、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3429

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から39年12月までの期間及び平成14年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年6月から39年12月まで  
② 平成14年5月

私の申立期間の国民年金保険料は、亡夫が納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、夫が平成7年4月に満期になった自身の生命保険金を、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付に充てたのではないかと説明しているが、申立期間①については、7年4月時点及び申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年4月ごろの時点では、当該期間の保険料は時効により納付することはできない。申立期間②についても、当該期間は、平成7年4月に保険料を前納することはできないなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年3月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、昭和49年ごろに夫が区役所で加入手続をし、一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年3月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は上記により払い出された手帳以外の手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 東京国民年金 事案 3431

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年2月まで

私は、国民年金に制度発足当初から加入し、集金人に国民年金保険料を払ってきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、集金人への納付開始時期及び保険料額等に関する記憶が曖昧である上、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている申立人の夫は、申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、国民年金保険料の納付を始めたころに、集金に来た区の職員に月額100円の保険料を3か月分まとめて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続きに関する記憶が曖昧である上、申立期間の大半の期間に居住していた区では保険料を納付した記憶が無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年7月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は国民年金手帳を紛失したことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3433

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年6月から13年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月から13年1月まで

私は、会社を退職した後、次の会社に就職するまでの間、国民年金保険料を区役所の出張所等で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続、国民年金の住所変更手続等に関する記憶が曖昧である上、平成13年及び14年に申立人に対して加入勸奨状が送付されている記録が確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に加入しておらず、納付書が送付されなかったと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3434

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から51年3月まで

私の父親は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、結婚後は、自分で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び結婚前の保険料の納付に関与しておらず、結婚前の保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人は、自身の保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年1月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から43年12月まで

私の父は、私が二十歳になった時に、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、当時、私は専門学校生だったが、帰省時には自分で保険料を納めに行った記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人は、自身の保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年11月時点は、第2回特例納付が実施されている期間であるが、申立人は特例納付をした記憶が無い上、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外の手帳を所持していたことはないと言明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から6年5月までの期間及び13年10月から16年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月から6年5月まで  
② 平成13年10月から16年7月まで

私は、二十歳の時に区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を金融機関で納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、申立人の保険料を負担していたとされる申立人の夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年6月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から60年12月までの期間、61年1月から同年3月までの期間及び61年8月から63年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から60年12月まで  
② 昭和61年1月から同年3月まで  
③ 昭和61年8月から63年6月まで

私は、申立期間①については、自分で国民年金の加入手続をし、夫の分と一緒に国民年金保険料を納めたはずである。申立期間②については、離婚後に旧姓で国民年金手帳を作り直して保険料を納付し、また、申立期間③については、再婚した夫の分と一緒に私が保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が現在所持する国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年4月時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成2年10月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料額等に関する記憶が曖昧である上、申立人と同居していた両親も、申立期間の保険料が未納又は申請免除となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 東京国民年金 事案 3440

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月

私は、会社を退職した昭和51年7月に区の出張所で国民年金の加入手続を行うと同時に、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続、年金手帳及び納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、妻も申立期間が未加入で、自身の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年2月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3441

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年4月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人から、申立期間当時の保険料の納付状況等に関する説明について、照会に対する協力が全く得られないため、当時の納付状況等が不明であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は国民年金の強制加入期間ではないため、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年6月時点では、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、57年4月から60年3月までの保険料については、追納していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から57年3月まで  
② 昭和57年4月から60年3月まで

私は、申立期間①の夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付し、申立期間②については、保険料の免除申請を行っておらず、その後に追納した記憶も無く、現年度納付していたはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が追納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫も当該期間の自身の保険料が未納である上、当該期間直後の保険料は60年10月に追納されていることが確認できるが、当該期間は、申請免除されていない期間であったことから、追納した時点では時効により保険料を納付できない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、当該期間の保険料の免除申請を行っておらず、追納もしていないと説明しているが、一緒に納付していたとする申立人の夫の保険料は、昭和60年10月以降、7回に分けて追納されていることが確認できるなど、申立人が申請免除されていた期間の保険料を追納した記録に不自然な点は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の保険料を追納していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から47年3月までの期間及び56年7月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、57年4月から60年3月までの期間の保険料については追納していないものと認めることはできない

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から47年3月まで  
② 昭和56年7月から57年3月まで  
③ 昭和57年4月から60年3月まで

私の申立期間①の保険料は父が納付しており、申立期間②の夫婦二人分の保険料は妻がまとめて納付したはずである。また、申立期間③については、保険料の免除申請を行った記憶もなく、その後保険料を追納した記憶もない。申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③の保険料が追納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年3月時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間直後の昭和57年4月分の保険料を60年10月に納付しており、この時点では当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人の妻も申立期間の保険料が未納であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は保険料の免除申請を行っていないとするが、

申立人は昭和 57 年 4 月から 58 年 6 月までの保険料を 60 年 10 月から 7 回に分けて追納していることが確認でき、この時点では当該期間は保険料が免除されていなければ時効により保険料を納付できない期間となることから、申立期間の保険料の免除申請が行われた記録に不自然な点は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間③の保険料を追納していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年9月まで  
私は、結婚して以来、夫の国民年金保険料と一緒に自分の保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料額及び納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年10月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から40年3月まで

私は、申立期間当時、父、兄及び義姉と同居し、兄及び義姉と一緒に家業を手伝っていた。私の父は、私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。さらに、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されており、申立人と同居していたとする義姉も申立期間の保険料が未納であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から49年3月まで  
私の夫は、私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の夫及び申立人は、保険料の納付方法及び納付金額等の納付状況の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年3月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 東京国民年金 事案 3451

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から49年11月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、母親は申立人が居住していたとする区とは別の県に居住していたとするなど、母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3452

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで  
私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から平成14年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月から平成14年12月まで  
私は、昭和46年頃、国民年金の加入手続を行い、過去の未納分の国民年金保険料を納付し、その後は保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間のうち、昭和42年1月から46年3月までの期間については、申立人は、46年の加入手続の状況及びその際に一括して納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧であること、46年4月から52年12月までの期間については、居住していた区に納付した時期及び保険料の金額の記憶が曖昧であること、53年1月から平成14年12月までの期間については、納付したとする場所、時期及び保険料の金額の記憶が曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号が付番された平成20年6月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から7年3月まで

私の母親は、平成2年当時、私の国民年金の加入手続を行い、母親又は私自身が申立期間の国民年金保険料を金融機関又はコンビニエンスストアで納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親も申立期間の自身の保険料が未納である。また、申立人は、コンビニエンスストアでも保険料を納付していたと説明しているが、コンビニエンスストアでの保険料の納付が可能になったのは、制度上、平成16年4月分以降であり、申立人が当時居住していた市では、申立期間当時は、コンビニエンスストアでの保険料の収納を行っていないと説明しているなど、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

加えて、申立人が唯一所持する年金手帳の記号番号は厚生年金保険のものであることが確認でき、申立人は当該手帳記号番号により平成14年5月に初めて国民年金の資格を取得していることが確認でき、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から51年12月までの期間及び55年10月から58年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から51年12月まで  
② 昭和55年10月から58年12月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料については、昭和56年から57年ごろに親からの資金援助を受け、数十万円を現金で市役所に一括納付した。その後の申立期間②についても保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人が特例納付をしたとする昭和56年から57年ごろは特例納付の実施期間ではない上、申立人は、納付したとする金額に関する記憶が曖昧である。また、申立期間②については、申立人は、保険料の納付時期、納付方法、納付場所等の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3461

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から42年3月まで  
私は、区役所から送付された納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は納付書により保険料を納付していたと説明しているが、申立人が居住していた区では、申立期間当時は印紙検認方式が採られており、また、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間の自身の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3462

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から5年3月まで  
父は、私の申立期間の国民年金保険料を社会保険事務所で納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、父親は、具体的な納付時期などの保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、居住していた区及び所管社会保険事務所において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から57年3月までの期間及び昭和57年4月から60年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年2月から57年3月まで  
② 昭和57年4月から60年6月まで

私は、申立期間①当時、大学生であったが、父の勧めで国民年金に加入して国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、就職先が厚生年金保険に加入していなかったため、引き続き保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金への加入手続をした場所、時期及び保険料額の記憶が曖昧である。また、申立期間①については「学生時代の保険料は、転居もしていたので、納付していなかったかもしれない。」と説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和63年3月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から39年9月まで

私は、20歳になったときに市役所から国民年金の加入通知が来たので、住み込み先の店長と一緒に加入手続をし、その後は、店長が自身と私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の住み込み先の店長が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとされる当該店長から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、当該店長が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から59年3月まで

私は、昭和55年8月に勤務先を退職するとすぐに国民年金の加入手続をし、区役所の出張所で国民年金保険料を毎月納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続をした時期の記憶が曖昧である上、昭和59年2月ごろ加入手続をし、保険料の納付開始は59年度からであった可能性もあるとしているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和59年2月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3474

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月、同年10月及び48年2月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月及び同年10月  
② 昭和48年2月から55年3月まで

私は、結婚後しばらく経った昭和50年ごろに、私あての国民年金保険料の請求書が送られてきたので保険料をまとめて納付し、その後、同じように夫あての保険料の請求書がきてまとめて納めた記憶がある。まとめて保険料を納めた後は、夫婦二人分の保険料を私が納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人がまとめて納付したとする金額は、申立期間の保険料を第2回特例納付又は第3回特例納付で納付した場合の額と異なる上、申立人は、まとめて納付したとする昭和50年ごろ以降にも保険料の未納期間があることに加え、夫も50年11月から51年12月までの期間の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から48年6月まで  
私の父親は、私が20歳になった時に集金人に勧められ、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を3か月ごとに納付してきたと、私は聞いている。両親が夫婦二人の保険料のみを納付し、私の分を納付しなかったとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年11月時点は、第2回特例納付の実施期間内であるものの、父親は、まとめて保険料を納付した記憶は無く、申立人が現在所持する年金手帳の前に別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3476

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、国民年金制度の発足直後に国民年金に加入し、当初から60歳になるまで継続して国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に居住していた市における国民年金の加入手続、保険料の納付方法及び納付場所に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年9月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3477

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から56年4月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から56年4月まで  
私は、前夫から「付加保険料を支払えば、国民年金を倍受け取れる」と勧められたので、付加保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の付加保険料の申出手続に関する記憶が曖昧である上、申立人の所持する年金手帳に「付 昭和56年5月14日」と記載され、申立人が申立期間直後の昭和56年5月に付加保険料の加入手続をしていたことが確認できる。

また、申立人が所持する申立期間直後の昭和56年5月以降の領収証書には付加保険料を含めた金額が記載されているものの、申立期間当時の領収証書には、定額保険料のみの金額が記載されているなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から51年3月まで  
私の母は、私が20歳になったときに、「20歳になったのだから、国民年金保険料を納めなければいけない、これは国民の義務だよ。」と言い加入を勧めた。当時私は、まだ大学生であり、親からお金を貰って、私自身が区役所に保険料を納めに行った記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の保険料額の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、現在所持する年金手帳とは別の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年3月までの期間、47年5月から48年9月までの期間及び49年3月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和43年12月から44年3月まで  
②昭和47年5月から48年9月まで  
③昭和49年3月から同年4月まで

私の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日として昭和43年12月15日と記入されているので、この日に国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間②当時、婚姻中であった申立人の元妻は国民年金に未加入であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年2月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年6月から41年12月まで  
私は、美容室に勤務していた時に、同僚が「従業員の国民年金保険料は、経営者がまとめて納めていた」と言っていたのを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる美容室の経営者から当時の納付状況等を聴取することができず、同僚からも聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付したとすることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年2月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、現在所持している国民年金手帳とは別の手帳を見た記憶がないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年10月までの期間及び39年3月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年10月まで  
② 昭和39年3月から同年10月まで

私は、自営の店に来た区役所の集金人に、私の国民年金保険料を元夫の分の保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時一緒に保険料を納付していたとする元夫の国民年金の加入履歴が確認できないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から48年3月まで

私は、昭和47年ごろ、市役所に相談に行き、未納となっていた国民年金保険料の22万円を納めないと将来年金がもらえないと言われ、22万円を一括払いした。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和47年に国民年金の加入手続きを行い、未納となっていた国民年金保険料を第1回特例納付により納付したと説明するが、申立人の手帳記号番号は昭和53年に払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、47年に保険料を納付することは困難であると考えられる上、申立人が47年に納付したと説明する金額は、第1回特例納付により申立期間の保険料を納付する場合の保険料額と大きく異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から61年3月までの期間、62年4月から同年8月までの期間及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から61年3月まで  
② 昭和62年4月から同年8月まで  
③ 昭和62年10月

私の申立期間の国民年金保険料は、妻が私の分と併せて納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の元妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、申立人の元妻は、申立期間は国民年金に未加入であるなど、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和63年ごろの時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から51年3月までの期間、53年10月から57年3月までの期間及び60年4月から平成8年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から51年3月まで  
② 昭和53年10月から57年3月まで  
③ 昭和60年4月から平成8年6月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、昭和48年3月に結婚するまでは私自身が納付しており、結婚した後は妻が納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のうち昭和37年1月から結婚する48年3月までの期間については、国民年金保険料を自身が納付していたと説明しているが、当該期間の保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧である。また、申立期間①のうち結婚後の48年4月から51年3月までの期間、申立期間②及び③については、申立人自身が保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の妻（平成12年死亡）から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の妻も当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人及び申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、ほかに申立人及び申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年2月時点では、申立期間①の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月1日から31年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和28年10月1日から37年11月6日まで、継続して同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の証言及び申立人の勤務状況に関する具体的な申立内容から判断すると、申立人が、申立期間も同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和54年11月30日に全喪しており、当時の事業主は既に死亡しており、同社及び事業主から、申立人の勤務の実態や当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立人が記憶している4名の同僚に、申立人の勤務の実態や当時の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立人が申立期間もA社に勤務していたことは覚えているが、申立人の厚生年金保険の加入状況及び同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては不明としている。

さらに、上記同僚のうち1名については、申立人同様、継続してA社に勤務していた昭和29年12月1日に同社での厚生年金保険の資格を喪失し、31年8月1日に再取得しており、20か月の被保険者期間の欠落があるが、このことについて、当該同僚は、当時、厚生年金保険に加入していなかったことを承知しており、その期間の保険料の控除が無かったと思うとしている。そして、その他3名の同僚にも、時期は同一ではないものの、13か月ないし19か月の被保険者期間の欠落があるが、全員、その理由及び当該期間の厚生年金保険料の控除等については不明であるとしている。

そこで、社会保険事務所のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入し、所在が判明した従業員に、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立人が申立期間も同社に勤務していたことは覚えているが、申立人の厚生年金保険の加入状況及び同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては不明としている。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無く、記録訂正等の形跡も無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24、25年ごろから27年9月24日まで  
② 昭和30年8月1日から32年10月14日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社には、申立期間①及び申立期間②も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に、当該期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録から、昭和27年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日以前の期間は、同社は適用事業所となっていない。

そして、A社は、既に全喪し、また、同社の事業主や経理担当者の所在は不明であり、同社及びこれらの者から、申立期間①における申立人の勤務の実態や当時の同社の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、申立人と同期で昭和24、25年ごろに入社したとして、申立人が姓名を挙げた3名の同僚については、厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期は、社会保険庁の記録から、それぞれ昭和27年2月1日、同年3月1日及び同年6月5日と異なっており、一定期間経過後に資格を取得している。そして、それら3名は、いずれも所在が不明あるいは連絡が取れず、これら3名から、申立期間①における申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険に加入しており、所在が判明した複数の従業員に、申立人の申立期間①における勤務状況や厚生年金保険の加入状況を照会したところ、いずれも、申立人が同社に勤務していたことは覚えているものの、申立期間①も申立人が勤務していたか否かについては不明としている。

申立期間②については、申立人は、B社に、当該期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、社会保険事務所の記録から、昭和30年8月1日に全喪しており、申立期間②には、同社は適用事業所となっていない。

また、B社の事業主や経理担当者の所在は不明であり、これらの者から、申立期間②における申立人の勤務の実態や当時の同社の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、B社で一緒に勤務していたとして、申立人が姓名を挙げた3名の同僚は、いずれも所在が不明あるいは連絡が取れず、これら3名から、申立期間②における申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が全喪した昭和30年8月1日に資格を喪失しており、所在が判明した複数の従業員に、申立人の申立期間②における勤務状況や厚生年金保険の加入状況を照会したところ、当該複数の従業員は、申立人が同社に勤務していたことを覚えているものの、自身が同日付で同社を退職したこと又は退職日を記憶していないことから、申立期間②も申立人が勤務していたか否かについては不明としている。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①及び申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 7 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 48 年 1 月 21 日から 49 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 45 年 12 月から 49 年 2 月まで、継続して同社に勤務していたので、申立期間①及び申立期間②も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②については、A社の当時の事業主の妻である経理担当者及び同僚の証言により、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の経理担当者は、申立期間①当時には、手取り収入を多くするため、申立人の希望で厚生年金保険を含む社会保険に加入させず、申立期間②当時には、申立人を、臨時社員（繁忙期に契約により勤務し、期間経過後は終了する形態）として雇用しており、厚生年金保険を含む社会保険へ加入させなかったため、これら期間における厚生年金保険料を給与から控除していなかったとしている。

また、申立人が記憶している4名の同僚に、申立人の勤務の実態や当時の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、1名の同僚は、上記経理担当者同様、申立期間①当時、申立人の希望で厚生年金保険を含む社会保険に加入していなかったこと、申立期間②当時、申立人は臨時社員として勤務し、厚生年金保険に加入していなかったとしている。そして、その他の同僚は、申立人が申立期

間①及び申立期間②もA社に勤務していたことは覚えているが、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①及び申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事業も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月19日から平成3年11月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和62年8月19日から平成6年6月11日までの期間のうち申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、入社して2年ないし3年は厚生年金保険料を控除されていなかった記憶があるが、同社には申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人の退職所得源泉徴収票に就職年月日が昭和62年8月19日と記載されていることから、申立人が同社に62年8月19日から勤務していたことが認められる。

しかし、A社の事業主は、申立期間当時は、社員の全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったとしているところ、当時の経理担当者は、申立人が入社当初、自己都合で厚生年金保険に加入していなかったとしており、また、当時の事務担当者も、申立人が、入社当時は厚生年金保険に加入しておらず、数年後に加入したとしている。

そこで、A社から提出された従業員の入社日等が記載された労働者名簿と社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間当時勤務していた複数の従業員の入社日と厚生年金保険の加入日を確認したところ、厚生年金保険に加入していない者や半年から3年後に加入している者が見られ、同社では、厚生年金保険について、入社直後ではなく、少なくとも入社後、相当期間経過してから加入させていたことが確認できる。

このほか、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されてい

たとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた昭和 62 年 4 月 1 日から平成 3 年 1 月 31 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。3 年 2 月 1 日に同社からC社へ異動したが、籍を移しただけで、職場や職務内容は継続して同じだったので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 4 月 1 日からA社の社員として、D社E事業所に派遣され、その後、平成 3 年 2 月 1 日にC社の社員となったが、この間1日の空白もなく継続してD社E事業所で勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社において平成 3 年 1 月 31 日に資格喪失しており、申立期間について被保険者記録が無い。そして、申立人のA社に係る雇用保険の記録では、平成 3 年 1 月 30 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の資格喪失日の記録と一致している。

また、A社は、申立期間当時、退職者については、本人の了承が得られれば退職月の末日の1日前を退職日に設定し、当該月の厚生年金保険料を控除しないこととしていたので、申立人についても、退職月の末日の1日前である平成 3 年 1 月 30 日に退職の発令をし、同月の給与からは厚生年金保険料を控除していなかったと思うと回答している。このことは、社会保険事務所の同社の被保険者名簿から、申立期間当時、同社において厚生年金保険の資格喪失をした従業員約 150 人の資格喪失日を確認したところ、約半数の従業員について、退職月の末日などに喪失していることから確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 54 年 4 月から平成元年 6 月までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 54 年 4 月から同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成 15 年 5 月 31 日に全喪しており、当時の事業主とは連絡がとれないことから、同社及び事業主から申立人の申立期間当時における勤務の実態や同社における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人の妻は、申立期間当時にA社に勤務していた申立人の同僚を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員等に照会したところ、連絡のとれた当時の役員及び従業員 2 人は、申立人は、A社で勤務していたことは記憶しているが、申立期間も勤務していたか否かについては不明としている。ただし、当該役員及び従業員 2 人は、申立人は、A社に勤務する前に、旅行業者であるB社に勤務していたことを記憶していると供述している。

そして、上記役員等の供述からB社の関係者が判明したため、当該B社の関係者に申立人の申立期間当時の勤務状況等を照会したところ、B社は、C社の

D部門として昭和54年から56年にかけて従業員2人から3人で営業していた事業所で、申立人も同期間に同事業所に勤務していたとしている。

しかし、B社は、社会保険事務所に適用事務所としての記録は無く、当時のB社の事業主及び従業員の連絡先も不明であることから、申立人が申立期間当時、B社で厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。また、念のため、B社の親会社であるC社に係る社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は無い。

加えて、申立人の妻は、申立人は、申立期間にA社に勤務しており、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるとするが、上記のとおり、申立人は、申立期間にA社に勤務しておらず、B社に勤務していたものと認められるが、B社において厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月から 30 年 1 月 15 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 20 年 10 月から同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が、昭和 20 年 10 月から継続してA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和 26 年 1 月 1 日であることが確認できることから、申立期間のうち、同日以前は適用事業所となっていない。

また、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有していないことなどから、申立人の申立期間の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認できないとしている。

さらに、申立人の妻が記憶している申立人の同僚 2 人に、申立人の申立期間における勤務の状況等を照会したところ、1人は死亡しており、また、もう1人は、申立人を記憶していないとしている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況等に照会したところ、1人の従業員が、申立人のことは記憶しているが、申立期間に勤務していたか否かは記憶してい

ないとしている。

さらに、申立人の妻は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月ころから 38 年 2 月 6 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 37 年 9 月ころから継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の兄の紹介によりA社に入社し、申立期間も勤務したとしており、兄も申立人が申立期間も同社に勤務していたとしている。

しかし、A社は、既に全喪しており、また、同社の事業主も死亡していることから、同社及び事業主から申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、申立人が記憶している同僚及び社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、入社時期についての回答が得られた2名の従業員については、当該被保険者名簿において、入社して5か月又は13か月経過した後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このため、A社では、従業員を採用してから相当期間経過後に加入させていたものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月31日から7年10月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社における資格喪失日が、平成5年8月31日となっている旨の回答をもらった。同社を退社したのは、平成7年10月31日であり、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社には、平成2年3月1日に入社し、申立期間である5年8月31日から7年10月31日までについても同社の整理のために勤務していたと申し立てている。

一方、商業登記簿によると、A社については、申立人を含む全ての役員が平成5年7月31日付けで退任しており、また、申立人は、その後の7年10月27日付けで同社の清算人として登記されていることが確認できる。そして、申立人は、同社の整理に関する委任状が封入されていた封筒の消印の日付から判断すると、平成6年9月末頃に清算人を依頼されたことが推定できる。

しかし、同社は、既に廃業しており、また、平成5年当時の代表取締役は、申立人の申立期間は自分が退任した後のことなので当該申立期間における勤務の状況等については不明であるとしている。

さらに、申立期間当時も同社に勤務していたと申立人が記憶している2名の従業員は、同社が事業を行っていたのは平成5年8月末までであり、申立人は当時、同社の通常の業務はしておらず、もっぱら同社の清算人としての業務に従事しており、この間は同社から給与の支払いはなかったはずであると供述している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人

は、控除されていなかったと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月18日から47年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に代表取締役として勤務していた申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社は、自分が設立した会社であり、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社を経営し、同社で厚生年金保険に加入していた旨を申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、同社の事業主であった申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった旨の届出を社会保険事務所に行った記憶は無く、厚生年金保険料の同社に係る納入告知書についても記憶は無いとしている。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月29日から28年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に係る同社の在職証明書があるので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった在職証明書により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料が残っていないため、申立人の厚生年金保険の加入の有無は確認できないが、社会保険庁の記録から申立人は厚生年金保険に加入していたとは考えられないとしている。また、厚生年金保険に加入させていない者から保険料を控除することはあり得ないとしている。

そして、申立人が同社に入社した昭和26年4月当時同社に勤務していたと記憶している複数の同僚については、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、被保険者資格取得日は、その2年以上経過後の28年10月1日と記録されており、同社では、入社時ではなく、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたのではないかとしているが、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月から 31 年 3 月まで  
② 昭和 31 年 4 月から 35 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB事業所に勤務した申立期間②について加入記録が無いとの回答をもらった。それぞれ勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の当時の代表取締役の供述により、期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。そして、当該事業主は、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたと供述している。

しかし、当該事業主は、申立期間当時、A社に勤めていた従業員の数は、10名から15名程度であったとしているところ、社会保険事務所の記録上の同社に係る厚生年金保険被保険者数は9名にすぎない。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、1名の従業員は、自分の厚生年金保険の資格取得日が、同社に入社した時期より1年以上後であるとしており、さらに、当該従業員を含む2名の従業員は、申立期間当時、同社に勤めていた従業員の数は、20名以上であったと供述している。

これらのことから、A社では、一部の従業員については、一定の期間等にお

いて厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人は、B事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、B事業所は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は同僚等の氏名を記憶していないため、これらの同僚等から、同事業所における申立人の勤務の状況等について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 9 月 1 日から 26 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の代理人（以下「代理人」という。）は、申立人が申立期間において、A社に勤務していたと申し立てているところ、申立人に係る改製原戸籍の附票に記載されている申立期間当時の住所と法人登記簿謄本により確認できる同社の所在地が一致することから、申立人が、当時同社の敷地内に住んでいたことは認められる。

しかし、A社は、既に解散しており、また、事業主は、死亡していることから、申立期間当時の同社のことを知っているその遺族に照会したところ、申立期間当時、同社の敷地内には従業員だけでなく事業主を頼ってきた人たちが多く住んでおり、申立人のことは記憶しているものの、同社に勤務していた記憶は無いと供述している。

また、代理人は、申立人がA社で作業している姿を度々見たことがあるとしているが、申立人の妻及びその代理人は、当時のA社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の保管しているA社に係る被保険者名簿から申立期

間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人の妻及びその代理人は、控除されていたはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 4 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は既に解散しており、また、当時の事業主は既に死亡していることから、同社及び事業主から申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、4名の同僚の氏名を記憶していたが、これらの者の連絡先は不明であるところ、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、これら4名の同社における厚生年金保険の加入記録は無い。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの2名から、申立人が勤務していたことは記憶しているが、いつごろのことかは分からないとの回答があり、そのほかの者は、申立人を記憶していなかった。

さらに、A社に係る雇用保険の記録においても、申立人の申立期間に係る加入記録は存在しない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 19 日から同年 12 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 56 年 12 月末まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 56 年 12 月末まで勤務しており、同年 5 月 18 日には退職しておらず、申立期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、事業主は、A社における賞与の支給について、支給時点で同社に在籍していれば、アルバイトや短期間勤務のパートの者に対しても手当を支給していたとしているところ、同社で保管されている昭和 56 年 7 月及び 12 月の賞与支給台帳に、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人が同年 5 月には既に同社を退職しており、申立期間には勤務をしていなかったはずであると供述している。

また、申立人は、A社における同僚の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、当該同僚から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの2名から、申立人のことは記憶しているが、その退職時期までは分からないとの回答があり、そのほかの者は、申立人を記憶していなかった。

さらに、雇用保険の加入記録では、昭和 56 年 5 月 1 日に被保険者となり、同年 5 月 18 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一



致している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年ころから 37 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 3 月 18 日から同年 12 月ころまで

昭和 34 年ころから 39 年 12 月ころまで勤務していた A 社(現在は、B 社。)の厚生年金保険加入記録を社会保険事務所で確認したところ、資格取得年月日が 37 年 5 月 1 日、また、資格喪失日が 39 年 3 月 18 日と回答をもらったが、自分の記憶と違うので再度調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

本申立てについては、申立内容に係る申立人の勤務の状況や厚生年金保険の取扱い等について照会するため、申立人宛に文書を 2 回送付したが、これに対して申立人から回答は無く、また、電話番号も不明であることから、申立人から、文書又は口頭で申立内容に係る状況を照会することができなかった。

また、A 社は、申立期間当時の人事関係資料を保存しておらず、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等については不明であると回答している。

さらに、A 社に係る社会保険庁の記録から、申立期間において同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したところ、申立期間の一部について、申立人が同社に在籍していたことを確認できたものの、在籍期間を特定するまでには至らなかった。

加えて、①の期間について、A 社の元同僚は、「申立期間当時に、同社では、入社した従業員に対して、適切に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったが、時期は不明であるが同社に対して役所の監査が行われたことが契機となって、従業員を厚生年金保険に加入させるようになった。」と供述している。このことについては、元同僚の供述から、申立期間当時の従業員数は

30名程度であったことがわかれるところ、社会保険庁の記録によると、申立人が厚生年金保険の資格を取得している昭和37年5月1日には、申立人以外にも18名が資格を取得していることが確認でき、照会に対して回答のあった元同僚2名は同日以前から同社に勤務していたと供述しており、申立人についても、同様に、同日以前から同社に勤務していたものの、厚生年金保険の資格取得は、同日に行われた可能性がある。

また、社会保険事務所が保有する厚生年金保険手帳記号番号払出簿においても、申立人の資格取得日が昭和37年5月1日であったことが確認できる。

なお、申立期間のうち昭和34年7月10日までの間については、申立人は、C県に所在する事業所において厚生年金保険の加入記録を有している。

さらに、②の期間について、社会保険庁の記録によると、申立人は、D県に所在する事業所において厚生年金保険の加入記録を有していることが確認でき、同期間には同事業所の雇用保険の加入記録も確認できることから、A社には勤務していなかったと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月 1 日から 43 年 1 月 30 日まで  
② 昭和 46 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 49 年 8 月 1 日から 50 年 2 月 3 日まで  
④ 昭和 50 年 6 月 5 日から 53 年 9 月 30 日まで

①の期間についてはA社に、②の期間についてはB社に、③の期間についてはC社に、また、④の期間についてはD社に勤務していたが、これらの期間の厚生年金保険加入記録が無いので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

①の期間について、申立人は、A社がE県にあったとしているところ、社会保険庁の記録から、同社はF県所在の適用事業所であることを確認したが、同社は、申立期間以前の昭和 41 年 4 月 12 日に適用事業所ではなくなっており、申立期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、A社の被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は無く、申立人が名前を記憶している同僚 2 名の記録も無い。

さらに、上記の同僚のうち、連絡先が把握できた 1 名に照会したところ、当該同僚は申立人を記憶していたものの、A社における社会保険の加入や保険料控除等については記憶が無いと供述している。

②の期間について、申立人は、事業所名をB社として申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、申立ての期間及び所在地で同社名の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。そこで、現在は、B社系の関連会社が統合されてG社となっていることを把握したことから、同社の被保険者名簿を確認し、また、申立人の記憶を基に関連会社 3 社の被保険者名簿も確認したが、これら

の名簿に申立人の名前は見当たらなかった。また、申立人が名前を記憶している同僚1名についても、これらの事業所の被保険者名簿に名前を確認することはできなかった。

なお、G社では、申立期間当時にB社系の会社に正社員として勤務していたならば、厚生年金保険に加入させていたはずであると供述している。

③の期間について、社会保険事務所の記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和50年4月1日であり、申立期間について、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間にC社に在籍していた同僚1名は、同期間に国民年金保険料を納付している上、他の同僚1名についても、申立期間のうちの一部期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、C社の社会保険事務担当者は、同社では、厚生年金保険の適用事業所となる以前には厚生年金保険料を控除していなかったと供述している。

④の期間について、D社から提出された申立人の従業員台帳には、申立人が、昭和50年6月4日付けで、一身上の都合により退職の旨の記載がなされている。

また、申立人は、入社当初から、申立期間も含め関連会社であるH社へ出向していたと供述しているので、同社の被保険者名簿も確認したが、同名簿に申立人の名前は見当たらなかった。なお、同社に照会したところ、同社の事業主は、申立人は申立期間に同社に在籍していなかったと供述している。さらに、同社の事業主の供述から、関連会社がもう1社あることが判明したので、同社の被保険者名簿も確認したが、申立人の名前は見当たらなかった。

加えて、D社及び上記の関連会社2社が加入している厚生年金基金に照会したが、申立期間について、申立人の同基金における加入記録は確認できなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで  
昭和 48 年 4 月 1 日に父親の経営する A 社に入社したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の現事業主で申立期間当時に同社に勤務していた申立人の実兄及び同僚は、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことを供述しており、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人の実弟は、昭和 48 年 9 月 30 日に他社を退職後、ほどなく、A 社に勤務しているが、同社で厚生年金保険の資格を取得したのは、入社後、約 1 年半経過後の 50 年 3 月 1 日であり、同人は、入社後の約半年間はアルバイトとして勤めたが、49 年 4 月からは正社員として働いていたつもりであると供述している。

また、昭和 26 年から勤務している同僚（当時の事業主の甥）についても、社会保険庁の記録をみると、A 社が 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった後、43 年 2 月 1 日に同社で厚生年金保険の資格を取得し、その後、47 年 10 月には資格を喪失して国民年金に加入、再び、61 年から同社で厚生年金保険に加入している状況となっており、同人によると、47 年 10 月には、理由は不明だが、日給月給となり厚生年金保険の資格を喪失したとのことである。

申立期間当時の事業主（申立人の父親）及び社会保険事務担当者（申立人の縁戚者）は死亡しており、申立内容に係る事情を聴取することはできないが、上記の A 社における申立人の実弟や従兄弟の厚生年金保険の加入状況も含め勘案すると、父親が事業主であり、また、縁戚者が社会保険事務担当者である

当該事業所において、同事業所が申立人の厚生年金保険加入手続を行う意思を有しながら、標準報酬月額の時決定を含む1年以上の長期に渡って、加入手続、保険料控除及び保険料納付を行わなかったとは考え難く、同事業所において、申立期間に申立人の厚生年金保険の加入に係る届出は行われていなかったものと判断できる。

さらに、社会保険事務所が管理する事業所別被保険者名簿の申立期間に係る記載を確認したが、健康保険の整理番号に欠番は無く、被保険者名簿の記載に不自然さはみられない。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年8月8日まで  
A社に勤務していたが、昭和20年3月9日に空襲があったことにより、工場とともにB県に疎開、移転した。その際、同社を辞めていないのにB県に移転後の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の供述により、申立人が、申立期間にB県においてA社に在籍していたことは認められる。

しかしながら、申立人と同様に、工場とともにB県に疎開、移転したA社の同僚2名は、「B県においては、C県の工場から業務機械が到着しなく、仕事らしい仕事は無かった。」など、同社の業務が恒常的に行われていなかったことを内容とする供述をしており、給与支給があったことをはっきりとは記憶していない同僚も2名いる。

また、C県のA社の事業所別被保険者名簿をみると、昭和20年4月1日付けで、申立人を含む約50名が厚生年金保険の資格を喪失しており、申立人及び同僚の供述によると、このうち、少なくとも30名程度は申立人と同様に、工場とともにB県に疎開、移転していた模様であるが、社会保険事務所の記録によると、申立期間に、B県においてA社に係る事業所が厚生年金保険の適用事業所となっている事実は確認できない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、C県及B県において登記の記録も確認できないことから、同社関係者から事情を聴取することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務した昭和 42 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 1 日までの期間について加入記録が無いとの回答をもらった。しかし、当時一緒に働いた同僚は同事業所の厚生年金に加入しており、同時に働いていた自分だけ加入していないことは考えられない。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主及び同僚の証言等から、期間は明らかではないが、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所は、申立期間当時の資料を保有しておらず、かつ、当時の社会保険事務担当者 2 名のうち 1 名が死亡、他の 1 名は所在不明のため、申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料控除等について確認することができないとしている。

また、A事業所の事業主は、同事業所には社会保険の加入に関して明確な基準を設けていたわけではないが、一部の従業員については加入させていない事例あったと供述している。

さらに、申立人は、A事業所における同僚 6 名を記憶していることから、社会保険事務所の同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により氏名を確認したところ、そのうち申立人と同様の業務に従事していた 2 名について氏名は見当たらず、同事業所においては、当時一部の従業員について厚生年金の加入手続きをしていなかったことが確認される。

加えて、社会保険事務所の A 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、

健康保険証整理番号に欠番は無かった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 21 日から 51 年 3 月 7 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間についての加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和 35 年 3 月 1 日に入社し、平成 8 年 3 月 31 日に定年退職するまで継続して勤務しており、以前に、自分の厚生年金保険被保険者期間の空白について同社に訂正を求めたところ、同社が社会保険事務所に資格取得日の訂正を申請したものの、その際は 2 年までしか遡及訂正できず、昭和 51 年 3 月 7 日が資格取得日となった。このため、同社の厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和 44 年 9 月 21 日として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された厚生年金基金の年金給付決議書及び雇用保険の加入記録等から、申立人が昭和 35 年 3 月 1 日から平成 8 年 3 月 31 日まで同社に継続して勤務していたことが確認できるところ、申立人は昭和 44 年 9 月 21 日から 52 年 12 月 25 日までは、海外赴任し当該期間も同社の厚生年金被保険者期間であったと申し立てている。

しかし、A社では、申立人の継続勤務は認めているものの、海外赴任に係る昭和 44 年 9 月 20 日に健康保険組合員資格及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失させ、また、その後申立人が帰国後の 53 年 1 月 21 日に再度健康保険組合員資格及び遡及訂正前の厚生年金保険被保険者資格を取得させる手続きを行っていたことが確認できる。

このことについて、A社は、申立人に係る資格得喪の届出に関する資料を保有していないことなどから不明であるとしているが、申立人がそれぞれ健康保険組合、公共職業安定所及び社会保険事務所が同時に誤って同じ資格の喪失日

及び取得日を記録したとは考え難いことから、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を44年9月20日として、また資格取得日を53年1月21日として社会保険事務所に届出を行ったものと認められる。なお、申立人の申立期間における社会保険事務所のA社に係る厚生年金被保険者名簿については、欠番は無かった。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金被保険者名簿を見ると、申立人について、当初は昭和53年1月21日と記録されていた資格取得日が、同年3月8日付けで51年3月8日に遡及訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和53年3月8日に社会保険事務所において資格取得の訂正処理をした際に、A社に対し遡及訂正をした2年分に係る被保険者負担分の厚生年金保険料を支払ったと供述している上、申立期間についても厚生年金保険料を控除されていなかったと思うと供述しており、同社においては、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月15日から28年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和20年4月15日から28年1月1日までの間の加入記録が無いという回答をもらった。19年に工業専門学校を卒業後、父親が経営するA社に入社し、年金手帳を取得した。終戦前に一時、B県に疎開したが会社の事業が申立期間を含めて中断したことは無い。給与明細書等の資料は無いが、申立期間も給料から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の昭和20年4月15日から28年1月1日までの期間を含めて、19年から63年までA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、同社は、昭和20年4月15日に全喪し、28年1月1日に改めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間であるこの間の期間は適用事業所となっていない。

そして、同社は、平成13年3月5日にすでに全喪しており、また、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者であった事業主（申立人の兄）及び申立期間の前又は後に被保険者であった複数の従業員は、死亡又は所在が不明であることから、同社及びこれらの者から申立人の同社における申立期間の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿には、被保険者整理番号の欠番や不自然な訂正の形跡は無い。加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は記憶があるとしているが、

これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1677

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和26年10月から29年3月1日まで  
②昭和29年10月1日から31年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A組合（現在は、B組合。）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び申立期間②の加入記録が無いという回答があった。申立期間①及び②についても、同組合に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A組合に昭和26年10月から29年3月1日までについても勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A組合は、昭和29年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、適用事業所となっていない。

また、A組合の事業を継承したB組合は、申立人が申立期間①においてA組合に勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人が申立期間①に同組合に勤務していたことを確認することはできないとしている。

さらに、申立人が記憶しているA組合の7名の同僚のうち、連絡先が判明した2名の同僚に確認したところ、2名とも、申立人が同組合に勤め始めた時期を記憶しておらず、申立期間①においても申立人が同組合に勤務していたことを確認できない。

加えて、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及

び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人は、A組合に昭和29年10月1日から31年5月1日までについても継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人は、A組合において昭和29年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失した後、31年5月1日に同組合において、再度資格を取得しており、申立期間②の被保険者記録が無い。このことについて、申立人は、私事のため、同組合における勤務時間を短くしてもらったと供述している。

また、B組合は、申立人が申立期間②においてA組合に勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人が申立期間②に同組合に勤務していたことを確認することはできないとしている。

さらに、上記2名の同僚は、申立人はA組合を一度退職し、再度、同組合に入ってきた旨の供述をしている。

加えて、社会保険事務所のA組合に係る被保険者名簿から申立期間当時、厚生年金保険に加入していた従業員を上記2名の同僚を除き7名確認できたが、いずれも既に死亡又は連絡先不明であるため、これらの者から、同組合における申立期間②の申立人の勤務の状況等について確認することができない。

以上のほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月ころから34年5月ころまで  
② 昭和46年6月ころから50年8月ころまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について加入記録が無いとの回答をもらった。それぞれ勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社における同僚の供述から、期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①の一部を含む昭和33年9月1日から35年11月1日までの期間については、申立人は、他の事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録があり、当該期間にA社に勤務していたとは認められない。

また、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和32年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同日より前の期間において、適用事業所となっていない。

そして、申立人が記憶している上記同僚によれば、A社は、従業員が事業主に要望して厚生年金保険の適用事業所となり、厚生年金保険への加入を希望した従業員について加入の手続を行っていたが、申立人は、従業員が事業主に厚生年金保険への加入を要望する会議にも参加しておらず、加入を希望しなかった従業員の中にも入っていなかったとしている。このことは、申立人の「当時は若く、健康だったこともあり、社会保険について特に考えたこともなく、社会保険への加入の希望の有無を聞かれたこともない」という供述と符合する。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、申立人に係る出入国記録及びB社の事業主等の供述から、申立人が同社の従業員として海外で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時、B社の社会保険事務手を担当していた従業員は、同社では、国内勤務者については、厚生年金保険に加入させていたが、海外勤務者については、厚生年金保険への加入を希望する者のみ加入させていたため、すべての海外勤務者が厚生年金保険に加入していたわけではなかったとしているところ、申立人は、同社において一度も厚生年金保険への加入を希望したことはなかったと供述している。

また、申立人は、申立人と同様に海外で勤務した4名の同僚の氏名を記憶していたが、そのうちの1名は、B社において厚生年金保険への加入を希望したことが無いとしているところ、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、当該1名の加入記録は無く、もう1名も、加入を希望する前の期間については、加入記録は無い。さらに、残り2名の同僚については、申立人が供述している当該同僚が海外勤務していた期間においては、当該被保険者名簿において、厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 16 日から 42 年 9 月 11 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において、昭和 40 年 8 月 11 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41 年 5 月 16 日に被保険者資格を喪失後、42 年 9 月 11 日に再度被保険者資格を取得しており、申立期間に係る被保険者記録が無い。

そして、B社は、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人が申立期間においても同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、A社における当時の同僚について、その姓を記憶しているのみであり、名前を記憶していないので、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿からも、当該同僚を特定できず、その連絡先が不明であるため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、上記被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、1 名が、申立人と同じ姓の従業員がいったん退社して再入社したことを記憶していると供述しているほ

かは、他の同僚は、申立人のことを記憶していなかった。

さらに、A社に係る雇用保険の記録においても、申立人の申立期間における加入記録は存在しない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は、証拠となるような資料は無いものの、控除されていた記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月20日から32年5月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても、A社に勤務していたと申し立てている。  
しかし、A社は既に解散しており、また、当時の事業主も既に死亡していることから、同社及び事業主から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶していた当時のA社の上司及び同僚は、既に死亡しており、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務状況等を確認することはできない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 20 日から同年 12 月 21 日まで  
② 昭和 39 年 12 月 21 日から 42 年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 42 年 6 月 1 日から 45 年 12 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①及び③については、厚生年金保険に加入していた記録はあるが、脱退手当金が支給されており、また、申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①及び③については、脱退手当金を受給した記憶が無く再調査してほしい。また、申立期間②については、勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 46 年 2 月 16 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間②の

うち、昭和41年9月21日からA社で勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した昭和42年6月1日であり、申立期間②においては、適用事業所となっていない。

また、申立人がA社で被保険者資格を取得した日（同社が適用事業所となった日）に6名の者が資格取得しているが、そのうち、同社の元事業主が申立人より前から同社で勤務していたとしている従業員1名は、申立期間②の一部（昭和41年4月から42年5月まで）について、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 15 日から 41 年 8 月 31 日まで  
60 歳の時、年金受給の手続をした際、申立期間の脱退手当金が支給されていることを知った。しかし、会社を退職した同年に結婚し、直ぐに上京しており、脱退手当金が支給されたとする昭和 44 年 2 月ころには、身重の体で 2 歳の長男を育てていたため、会社の所在地を所管する社会保険事務所に行くことはできないので、脱退手当金が支給されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、事業所を退職した 2 年 5 か月後の昭和 44 年 1 月 29 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 2 月 5 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されているとともに、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書に記載されている対象期間、支給額及び支給日は、社会保険庁オンライン記録と一致しており、支給額に計算上の誤りは無いなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、身重の体で 2 歳の長男を連れ、当該社会保険事務所に行くことはできないと供述しているものの、申立人の戸籍謄本に記載されている次男の出生日（昭和 45 年 4 月 18 日）から、申立人の主張は不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで  
60 歳になり、年金の受給申請をした際、会社に勤務していた期間の厚生年金保険が一時金として既に支払われていると言われ驚いた。  
脱退手当金が支給されるとされる当時は、経済的に恵まれていた上、結婚して会社の所在地から遠隔地に転居しており、子供も幼かったため、脱退手当金を請求することは考えられないので、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無いなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人が申立期間当時に勤務していた会社は、申立人の父親が経営していたこと、また、同社で申立人以外に、唯一、脱退手当金の支給記録がある申立人の姉は、被保険者資格を喪失した約 2 か月後に脱退手当金が支給されていることを踏まえると、同社では、経営者の親族（娘）の分について、脱退手当金の代理請求を行ったと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 26 日から 36 年 8 月 6 日まで  
社会保険事務所に申立期間の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、脱退手当金を支給されている旨の回答をもらった。  
しかし、脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示がある。

また、申立人が勤務していた事業所の申立人の氏名が記載されている厚生年金保険被保険者名簿の前後 5 ページに記載されている女性従業員のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 36 年 8 月の前後 2 年以内の者であって、脱退手当金の受給要件を満たす者について、その支給記録を確認したところ、申立人を含む 10 名に支給記録があり、そのうち 7 名は被保険者資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主が代理請求を行っていた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 1 月から 32 年 12 月まで  
② 昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 9 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。記憶は定かでは無いが、申立期間①はA社（現在は、B社。）に、申立期間②はC社D支部に、それぞれ勤務していたと思うので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務し、砂糖袋の検査業務に従事していたと申し立てているところ、入社時期及び退社時期については、正確な記憶が無い旨の供述をしている。

そして、A社が保管している社員名簿に申立人の名前が無いことに加え、同社の担当者は、「申立人が本社採用ではないことに加え、従事していたとする業務内容が、正社員の仕事ではないという事情を勘案すると、申立人は正社員では無かったと考えられる」と供述している。さらに、入社した当初は申立人と同様の業務に従事していたとする同僚は、「最初は社会保険に加入していなかったが、正社員になった後に社会保険に加入した」と供述している。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、整理番号の欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、上述の同僚以外の同僚からも申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたという供述は得られない上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人はC社D支部に保険の外交員として勤務していたと申し立てているところ、入社時期及び退社時期については、正確な記憶が無い旨の供述をしており、申立期間当時の同僚は、「申立人が同支部に勤務していたことは記憶しているものの、勤務していた時期については覚えていない」と供述している。

そして、B社の社会保険事務担当者は、「C社D支部の従業員については、同社D支社で社会保険に加入させているが、同支社において保管している社会保険台帳に申立人の名前は無く、申立人について社会保険の加入手続を行った事実は確認できない」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月から 40 年 12 月まで  
② 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 53 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。記憶は定かでは無いが、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、それぞれ勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務していたと申し立てているところ、同社の役員の供述等から、申立期間①のうち昭和 39 年 4 月以降の期間は同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上述の役員及び申立期間当時の複数の同僚は、「申立人が従事していたとする業務に従事していた社員については、当時、厚生年金保険には加入していなかったはず」との供述をしており、申立人が記憶し、かつ、申立人と同様の業務に従事していたとする複数の同僚についても、社会保険事務所の記録からは、申立期間①の期間中に厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、整理番号の欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

申立期間②について、申立人はB社に勤務していたと申し立てているところ、入社時期及び退社時期については、あまり覚えていない旨の供述をしている。

そして、B社の事業主は、「同社が保管している社員名簿には申立人の名前は無い」と供述していることに加え、申立期間②の期間中に同社に勤務していたことが確認できた複数の従業員も、「申立人に関する記憶は無い」旨の供述をしている。

申立期間③について、申立人はC社に勤務していたと申し立てているところ、入社時期及び退社時期については、あまり覚えていない旨の供述をしている。

そして、社会保険事務所の記録から、C社が、申立期間③の期間中に厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、申立期間当時の事業主とは連絡を取ることができない上、申立人は、同僚の氏名に関する記憶が無いので、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人について申立期間①から③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 46 年 4 月まで  
② 昭和 63 年 11 月から平成 2 年 5 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はB社（現在は、C社。）に、それぞれ勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務していたと申し立てているところ、入社時期及び退社時期については、明確な記憶は無いとしている。

そして、社会保険事務所の記録から、A社が、申立期間①の期間中に厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できず、また、当該事業所に係る法人登記は見当たらない。

さらに、申立人は、事業主や同僚等の氏名に関する記憶が無いので、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない。

申立期間②について、申立人はB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録から、B社は、申立人が申し立てている期間よりも1年以上前の昭和62年4月26日に全喪手続が採られており、申立期間②の期間中に厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立人は、同僚等の氏名に関する記憶が無いので、社会保険事務所のB社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている被保険者に確認したところ、全喪後も同社に勤務していたことが確認できた3名の元従業員は、「申立人に関する記憶は無い。また、当該期間中は、従業員も承知の上で、誰も厚生

年金保険の被保険者とはなっていなかったもので、自身は国民年金に加入していた」旨の供述をしている。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①及び②に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶は無く、さらに、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③から⑦に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 37 年 7 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 38 年 6 月 1 日から同年 8 月 17 日まで  
⑤ 昭和 38 年 9 月 15 日から同年 11 月 28 日まで  
⑥ 昭和 39 年 1 月 26 日から同年 3 月 31 日まで  
⑦ 昭和 39 年 6 月 1 日から 42 年 3 月 10 日まで

平成 19 年 4 月に、社会保険事務所において厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間③から⑦について脱退手当金を受給していると言われた。しかしながら、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

また、申立期間①及び②については、厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。申立期間①はA事業所又はB事業所に、申立期間②はC事業所に勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間③から⑦について、脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 42 年 8 月 8 日に旧姓から新姓に氏名変更され、同時に被保険者記号番号の重複取消も行われており、申立期間③から⑦の脱退手当金は 42 年 7 月 14

日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更及び重複取消が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間③から⑦の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③から⑦に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年7月14日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間③から⑦に係る最終事業所における退職金の受取などについての記憶が明らかではないなど、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間③から⑦に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 一方、申立人は、申立期間①はA事業所又はB事業所に、申立期間②はC事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録から、申立期間①及び②に係る事業所が、申立期間①及び②の期間中に厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、当該事業所に係る法人登記も見当たらない。

また、申立期間①及び②に係る事業所と名称が類似する事業所について氏名検索を行ったものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できない。

このほか、申立期間①及び②に係る事業主や同僚等とは連絡を取ることができない上、申立人について申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月11日から38年1月1日まで  
② 昭和38年1月1日から同年4月1日まで

平成19年の初めに、社会保険事務所において厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間①について脱退手当金を受給していると言われた。しかしながら、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

また、申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。A事業所（当時の雇用管理は、B事務所）には、昭和38年3月末まで継続して勤務していたので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和38年11月8日の直前の同年8月20日に、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を社会保険庁から申立期間に係る脱退手当金を裁定した社会保険事務所に対し回答した記録が記載されている。さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 一方、申立期間②について、申立人はA事業所に勤務していたと申し立てているところ、退職した時期については記憶があいまいである旨の供述をしている。

そして、申立人が申立期間②の期間中にA事業所に勤務していたことは、B事務所から駐留軍関係の業務を引き継いだC事業所保管の資料においても確認することができず、当該資料から確認できた申立人の同事業所の在職期間は、社会保険事務所の記録と一致する。

また、申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人と同じ事業所に勤務していた従業員は、「申立人を覚えていない」旨の供述をしている。

このほか、申立人について申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 1 日から 49 年 7 月 16 日まで  
平成 19 年 10 月に、社会保険事務所で厚生年金の加入記録を確認したとき、申立期間については脱退手当金を受給していることになっていることを知った。  
しかしながら、昭和 42 年 3 月 16 日から 47 年 3 月 1 日までの期間に係る脱退手当金については、退職後に受給したが、申立期間については請求を行った記憶は無い。記録を訂正し、年金として受けられるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 49 年 8 月 22 日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 28 日から 39 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 1 月 1 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間も同社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立人が同社に勤務したことを確認できる申立期間当時の資料等を保有していないことなどから、申立人の申立期間の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないとしている。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等の氏名を5名記憶しているところ、連絡のとれた2名の同僚は、申立人が同社に在籍していたことは記憶しているが、その勤務期間については記憶にないとしており、さらに、申立期間当時の同社における厚生年金保険の適用状況等については分からないとしている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間における勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡のとれた3名の従業員のうち、2名の従業員は、申立人のことを記憶していないとしており、また、残り1名の従業員は、同社に在籍していたと思うが、申立人が自分より先に退職したか、後から退職したかの記憶もないとしており、さらに、申立期間当時同社における厚生年金保険の適用状況等については分からないとしている。

そして、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日と同日である昭和38年5月28日から申立期間を含む40年3月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月7日から32年10月1日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和31年7月7日から34年5月15日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間も同社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和45年12月1日に全喪しており、同社の元事業主は死亡しており、その他役員等の連絡先が不明であることから、同社及び元事業主等から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。そして、同社の後継会社は、同社とは別商号であり、事業主も交代しており、また、申立期間当時のA社における従業員の内籍に関する資料等を保有していないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等については分からないとしている。

また、申立人は、当時のA社における上司及び同僚等のうち、同僚1名の姓を記憶しているものの、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿には当該姓の者の記録は無く、厚生年金保険の被保険者であることを確認できない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間等における勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡のとれた4名の従業員のうち、2名の従業員は、申立人のことを記憶していないとしており、さらに、残り2名の従業員は、申立人が同社に在籍していたと記憶しているが、その勤務期間については分からないとしてい



る。そして、上記4名のうち、3名の従業員は、申立期間当時、同社では採用後一定期間の臨時雇用期間があり、加えて、その間は厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料の控除もなかったとしており、加えて、同社の厚生年金保険の適用状況はこのような取扱いであることから、3名とも自分も入社から3か月ないし6か月の厚生年金保険の未加入期間はあるものの、間違っているとは思わないとしている。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 9 日から 8 年 4 月 9 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた平成 4 年 11 月 9 日から 9 年 8 月 16 日までの期間のうち、同社B支店に勤務していた平成 4 年 11 月 9 日から 8 年 4 月 9 日までの期間の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間も同社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店の同僚の証言により、申立人は、申立期間当時に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 9 年 10 月 31 日に全喪しており、同社の元事業主は、申立人が同社に在籍していた記憶はあるが、申立期間当時の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等を確認できる資料等を保有していないことなどから、申立人の申立期間当時の勤務の実態や同社における厚生年金保険の加入状況等を確認できないとしている。

また、申立人は、当時のA社B支店における上司及び同僚等の氏名を3名記憶しているところ、申立人が申立期間当時に勤務していたことを証言した2名の同僚は、申立期間当時同社の厚生年金保険の加入手続きは、同社の本社で一括して行われていたとしており、そして、この2名のうち、1名の同僚は、自分も平成 6 年 9 月ころ入社したが会社との合意の上で8年1月までは厚生年金保険には加入しておらず、当該未加入期間は国民年金に加入し、その保険料を納付していたとしており、申立人も自分と同様に厚生年金保険の未加入の期間については、厚生年金保険料の控除はされていなかったはずであるとしている。

さらに、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間における勤務状況や当時の同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、申立期間当時本社で社会保険関係事務を行っていたとする従業員は、当時厚生年金保険に加入するかしないかは本人との話し合いで決めており、申立人が入社から3年半以上厚生年金保険に加入していない期間があっても不思議ではないとしており、厚生年金保険に加入していない期間については、厚生年金保険料を控除していないとしている。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 23 日から 46 年 4 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社で勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和 43 年 8 月にA社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員の証言から、申立人は、申立期間のうち同年 8 月以降については、同社で会計係として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、既に全喪しており、当時の事業主も死亡し、その他の役員等も連絡先が不明であることから、同社及び事業主等から申立人の同社における勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社における上司及び同僚等の氏名を 3 名記憶しており、このうち 1 名は、申立人を覚えていたが、勤務期間や申立期間当時の同社における厚生年金保険の適用状況等について記憶していないとしている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、1 名から、同社では、申立期間当時、女性従業員については、配偶者等が加入する健康保険の被扶養者になるよう勧められ、同社における政府管掌健康保険及び厚生年金保険に加入することはなかったと供述している。

このことは、上記従業員は、申立期間の約 4 年間にA社で勤務していた女性従業員数は申立人を含め 4 名と記憶しているところ、上記被保険者名簿では、

申立期間当時女性で被保険者資格を取得している者がいないことから裏付けられる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 1 日から 44 年 2 月 16 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社は、父が事業主で昭和 40 年 11 月 1 日から申立期間を含め勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社で経理を担当していた同僚の証言から、申立人は、約3年間の申立期間を含め、同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に全喪しており、申立人の父である事業主も死亡していることから、同社及び事業主から、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、上記同僚は、A社における給与計算法は、自分と申立人の父である同社の事業主とで行っていたが、申立人の給与については、事業主が申立人に直接手渡しており、自分は申立人の給与明細書を作成したことがないことから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除については不明である旨供述している。

一方、申立人は社会保険事務所の記録上、資格取得の2か月後の昭和41年1月1日に資格を喪失しているが、この資格喪失を社会保険事務所に誤って記録したとすれば、申立期間は37か月あり、その間に事業主から社会保険事務所に申立人に係る標準報酬月額算定基礎届が3回提出されているはずであり、社会保険事務所は、この3回の算定基礎届の処理の際に、同日を資格喪失日とした処理の誤りに気付くはずであることから、当該資格喪失処理については、事業主の届出に基づき行われており、その結果、昭和41年1月以降の申立人

の厚生年金保険料の事業主に対する納入告知は行われていないものと考えられる。

このため、事業主は、社会保険事務所から、申立人の昭和41年1月以降の厚生年金保険料の納入告知は行われなかったところ、A社の申立期間において被保険者数は、約10名程度と少なかったこと、さらに、上記3回の標準報酬月額算定基礎届があったこと、加えて、申立人は自分の息子であったことから、事業主が申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していた場合、この間に社会保険事務所からの通知と当該控除保険料とのチェック、突合等において、社会保険事務所の記録（昭和41年1月1日に資格を喪失していること）の誤りに気付くはずである。

また、事業主が、申立人の資格喪失届について、特段の理由もなく、資格取得日のわずか2か月後に、資格喪失届を社会保険事務所へ提出したとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 16 日から 40 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 47 年 4 月 21 日から 49 年 3 月まで  
③ 昭和 49 年 4 月から 52 年 12 月 1 日まで  
④ 昭和 52 年 12 月から 56 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③及びD社に勤務した申立期間④の記録が無いという旨の回答をもらった。4社とも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間以前に勤務していたE社が昭和39年に倒産したため、その後引き続き、同社の代表取締役の弟が代表を務めるA社に当該期間勤務していたと申し立てている。

そして、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和40年3月1日に厚生年金保険の資格を取得し、41年7月20日に資格を喪失しているところ、雇用保険の加入記録では、40年4月1日に資格を取得し、41年7月1日に資格を喪失していることから、当該厚生年金保険の加入記録とほぼ一致している。

また、同社は、すでに解散しており、当時の事業主は連絡先が不明であるため、申立人は、申立期間①の当時の上司や同僚等の氏名を記憶していないため、同社及びこれらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のE社及びA社に係る被保険者名簿を見ると、複数



の者が申立人と同様に、E社において昭和39年10月16日に資格を喪失し、3か月ないし7か月程度の期間経過後、A社において再度厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このように、申立人と同様にE社からA社へ転籍した者は、A社において厚生年金保険に加入するまで一定の期間があること、上記雇用保険加入記録や申立人自身が転籍後もE社に係る残務処理を行っていたと供述していることから、A社は、申立人の申立期間①における厚生年金保険の資格の取得に係る届出を行っていなかったものと考えられる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和47年8月21日から48年3月20日まで、B社に勤務していたことが確認できる。

しかし、同社はすでに解散しており、当時の事業主の連絡先が不明であるため、同社及び事業主から申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

そこで、申立期間②の当時に同社の社会保険事務を担当していた従業員に確認したところ、当時の資料を保管していないことなどから、申立人に係る厚生年金保険の加入状況等については不明であるが、同社では、雇用形態の相違や厚生年金保険への加入希望の有無等により、厚生年金保険に加入する従業員と加入していない従業員がおり、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったとしている。また、申立人のように雇用保険に加入しているが、厚生年金保険には加入していない従業員も多数存在したとしており、雇用保険の加入記録が存在する従業員が、必ずしも厚生年金保険に加入していたとは言えないとしている。

また、申立人は、申立期間②の当時の給与額や同社が加入していた健康保険組合等への加入状況についての記憶も明確でないとしていること及び申立期間の同社に係る被保険者名簿には被保険者整理番号の欠番や不自然な訂正の形跡等も無いことなどから、同社は申立人に係る厚生年金保険の加入手続きを行わなかったものと推察される。

申立期間③については、申立人は、C社に勤務していたと申し立てている。

しかし、同社は、社会保険事務所の記録に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立期間③の当時の事業主及び経理担当の従業員は、連絡先が不明のため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、申立人と同時期に同社に勤務したと申立人が記憶している同僚は、申立期間③において国民年金に加入し、その保険料を納付している。

加えて、申立人は、申立期間③の当時、当該事業主から、同社は、社会保険に加入していないため、国民健康保険に加入して欲しいと頼まれ、区役所にて国民健康保険の加入手続きを行ったとしている。

申立期間④については、申立人は、申立人自身が代表取締役を務めていたD社において、昭和52年12月から厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和56年5月1日であることから、申立期間④において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

このことについて、申立人は、同社を昭和52年12月に設立後、設立当初から利益をあげていたため、顧問税理士に厚生年金保険に加入することを勧められ、当該税理士もしくは同社の総務担当職員が適用事業所となる手続きを行ったはずであるとしている。

しかし、創業当時の同社の社員は、申立期間④において国民年金に加入し、その保険料を納付していること、申立人は、自身が同社の代表取締役であるにもかかわらず、41か月という長期間にわたり、社会保険事務所からの保険料の納入告知が無いことに気付かず、自身及び同社の従業員の給与から厚生年金保険料を控除し続けていたとは考えられないことから、申立期間④の当時、同社は厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っていたとは認められない。

加えて、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月ころから 36 年 6 月ころまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）、C社、D商会及びE社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いという旨の回答をもらった。具体的な勤務時期や当該4社に勤務した順番については覚えていないが、昭和32年12月ころから36年6月までの間に4社とも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人は、具体的な勤務期間については不明であるが、昭和32年12月から36年6月までの間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、同社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料等を保有していないことなどから、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことを確認できないとしている。

また、申立人は、申立期間当時、同社F支店において支店長と申立人の2人で勤務していたとしているが、当該支店長はすでに亡くなっていることから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿を見ると、上記支店長は、同社において昭和38年10月に厚生年金保険の資格を取得しており、申立期間は被保険者となっていないことが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿から、申立期間同時に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入

状況等について確認することができなかった。

また、申立人のA社における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

- 2 申立人は、具体的な勤務期間については不明であるが、昭和32年12月から36年6月までの間にC社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、同社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料等を保有していないことなどから、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことを確認できないとしている。

また、申立人は、申立期間当時、同社本社ではなく、G町（現在は、H町。）のI氏に直接雇われ、同氏の自宅において同社の業務を請け負い、同氏から給与を受け取っていたとしているが、同氏はすでに亡くなっていることから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿において申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務の状況等について照会したが、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。また、当該複数の同僚に同社とG町の支店のI氏との関係について照会したものの、同社はJ市内に存在したが、G町に支店があったということは聞いたことが無いとしており、同支店や同氏に関する供述は得られなかった。

加えて、申立人のC社における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

- 3 申立人は、具体的な勤務期間については不明であるが、昭和32年12月から36年6月までの間にD商会に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、同社は、昭和35年以降の人事記録等の書類を保管しているが、それらの書類には申立人の記録はなかったとしていること、それ以前の期間については、申立人が同商会に勤務していたことを確認できる資料等を保有していないことなどから、申立期間当時、申立人が同商会に勤務していたことを確認できないとしている。

また、申立人は、申立期間当時、同商会のG町の支店において、同支店の責任者と申立人の2人で勤務していたとしているが、当該責任者の氏名を記憶していないため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同商会に係る被保険者名簿において申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している従業員はおらず、申立人の勤務の実態や

厚生年金保険の加入状況等につながる供述は得られなかった。

さらに、申立人のD商会における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

- 4 申立人は、具体的な勤務期間については不明であるが、昭和32年12月から36年6月までの間にE社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、同社はすでに解散しており、また、当時の事業主はすでに死亡していること及び申立人が申立期間当時の上司や同僚等の氏名を記憶していないことから、同社及びこれらの者に申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿において申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかったが、同社の給料計算等を担当していた者によると、同社は、入社後半年間程度の見習期間があり、当該期間終了後に厚生年金保険に加入し、保険料を控除していたとしている。

また、申立人は、同社には毎日出勤していたわけではなく、次の仕事が見つかるまでの腰掛け的な状況であったと供述している。

さらに、申立人のE社における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を申立ての会社の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月ころから26年10月ころまで  
② 昭和26年11月ころから31年11月ころまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した昭和23年から26年までの期間及びB社に勤務した26年11月から31年11月までの期間の加入記録が無いという旨の回答をもらった。しかし、両社とも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の後継会社であるC社から提出のあった工員解雇簿により、申立人が、昭和23年12月11日から24年5月18日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記工員解雇簿に記載のある10名の従業員のうち、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿において厚生年金保険に加入していることが確認できるのは、1名のみであり、申立人を含む残りの9名については同社において厚生年金保険の被保険者となっていない。そして、当該厚生年金保険に加入している1名の従業員に、申立人の勤務の状況や自身の厚生年金保険の加入状況等について照会したものの、回答を得ることができなかった。

また、このようにC社には厚生年金保険に加入している従業員と加入していない従業員が存在することや申立人の厚生年金保険加入状況等について同社に確認したところ、約60年前の話であり当時の従業員の取扱いについて確認できる資料を保管していないことや当該工員解雇簿以外に申立人の勤務の状況等を確認できる資料を保有していないことなどから、申立人を厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明であるとしている。

また、申立人は、申立期間①の当時の上司や同僚を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間①の当時に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等については確認できなかった。

申立期間②については、申立人は、B社において、機器の鋳造等の業務に就いていたと申し立てている。

しかしながら、B社は、社会保険事務所の記録では、昭和30年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間のうち、30年8月31日から31年11月までは、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

そして、同社は、すでに解散していること、申立期間②の当時の事業主はすでに死亡していること及び申立人は当時の上司や同僚を記憶していないことから、同社及びこれらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間②の当時に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から 36 年 1 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間について、加入記録が無いという回答があった。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間当時の写真及び複数の同僚の供述により、申立人は、期間は不明であるが、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社はすでに解散しており、申立期間当時の事業主や社会保険事務担当者はすでに亡くなっているため、同社及びこれらの者から申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人が申立人と同様の業務に就いていたと記憶している複数の同僚は、連絡先が不明のため、これらの者から申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から申立期間当時に同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、複数の者が、期間は定かではないが、申立人と共に3名の者がBから集団就職で同社に入社したことを覚えていると供述している。さらに、当該複数の従業員は、同社では、入社後に1年程度の見習期間があり、申立人のように中途採用で同社に入社した者は、当該見習期間は厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

このことは、上記供述をした従業員の厚生年金加入記録を上記被保険者名簿により確認したところ、入社日からおおむね1年を経過してから厚生年金保険



に加入していること、申立人と共に入社した複数の同僚は、申立人によるといずれも1年以内に退職したとしているが、当該同僚はいずれも同社において厚生年金保険に加入していないことから裏付けられる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月 20 日から同年 9 月 10 日まで  
② 昭和 55 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの期間についても、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 45 年 8 月 21 日から同年 9 月 10 日までの期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、同社は、昭和 45 年 9 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、その以前の申立期間①は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が記憶している同僚 1 名は、A社の入社時期は記憶にないが、申立人と同様にC法人からA社に間断なく異動したと供述しているところ、社会保険事務所のC法人及びA社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、当該同僚の厚生年金保険の加入記録は、昭和 45 年 8 月 20 日にC法人で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年 9 月 10 日にA社で厚生年金保険被保険者資格の取得となっており、申立人の厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失日は昭和55年4月21日となっているが、申立人は、同年4月30日までA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録では、A社を離職した日は昭和55年4月20日となっている。

また、A社と合併したB社は、当時の資料が保存されていないため、申立期間②における申立人の勤務の実態、厚生年金保険料の控除等については、不明であるとしている。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金被保険者名簿から申立期間当時被保険者であった複数の従業員に照会したところ、回答のあった3名がいずれも、申立人のことを記憶しているものの、申立期間②も申立人が勤務していたかどうかは不明としている。

加えて、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。